

# 沖縄県地域防災計画

## 資料編

(令和3年6月修正)

## 《目 次》

### 〈沿革〉

昭和 50 年 4 月作成  
昭和 53 年 2 月修正  
昭和 58 年 11 月修正  
昭和 61 年 2 月修正  
昭和 63 年 3 月修正  
平成 2 年 3 月修正  
平成 4 年 3 月修正 (分冊)  
平成 9 年 6 月修正 (〃)  
平成 13 年 1 月修正  
平成 19 年 3 月修正  
平成 24 年 3 月修正  
平成 25 年 3 月修正  
平成 27 年 3 月修正  
平成 30 年 3 月修正  
令和 3 年 6 月修正

1	防災関係機関一覧表	.....	- 289 -
2	沖縄県防災会議条例	.....	- 295 -
3	沖縄県防災会議運営要領	.....	- 296 -
4	沖縄県防災会議幹事会運営要領	.....	- 297 -
5	沖縄県防災会議委員名簿	.....	- 298 -
6	沖縄県防災会議幹事名簿	.....	- 300 -
7	沖縄県防災会議及び幹事会の開催状況	.....	- 302 -
8	沖縄県災害対策本部条例	.....	- 306 -
9	沖縄県災害対策本部運営要綱	.....	- 307 -
10	沖縄県災害対策事務運営要領	.....	- 328 -
11	沖縄県ヘリコプター等運用調整会議規約	.....	- 342 -
12	大規模災害時における沖縄県ヘリコプター等運用調整班活動計画	.....	- 344 -
13	沖縄県災害時協定一覧	.....	- 347 -
14	自衛隊災害派遣の様式	.....	- 361 -
15	災害派遣（急患空輸）要請書	.....	- 365 -
16	災害報告様式及び記入要領等	.....	- 367 -
17	災害危険箇所等一覧	.....	- 382 -

## 1 防災関係機関一覧表

### (1) 指定地方行政機関

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
九州管区警察局	災害対策官	〒812-8573 福岡市博多区東公園7-7	092-622-5000
沖縄総合事務局	総務部総務課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0115
九州厚生局沖縄分室	庶務課	〒900-0022 那覇市樋川1-15-15	098-853-7350
沖縄森林管理署	総務グループ	〒900-0025 那覇市壺川3-2-6	098-918-0210
沖縄防衛局	地方調整課	〒904-0203 嘉手納町字嘉手納290-9	098-921-8212
那覇産業保安監督事務所	管理課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1	098-866-6474
第十一管区海上保安本部	環境防災課	〒900-8530 那覇市港町2-11-1	098-867-0118
沖縄気象台	業務課	〒900-8517 那覇市樋川1-15-15	098-833-4283
沖縄総合通信事務所	総務課	〒900-8795 那覇市旭町1-9 カフーナ 旭町B-1街区5F	098-865-2300
沖縄労働局	総務部企画室	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1	098-868-4403
九州地方環境事務所 沖縄奄美自然環境事務所	野生生物企画官	〒900-0027 那覇市樋川1-15-15	098-836-6400
大阪航空局 那覇空港事務所	空港保安防災課	〒900-0143 那覇市安次嶺531-3	098-859-5110
国土地理院沖縄支所	測量係	〒900-0022 那覇市樋川1-15-15	098-855-2595

### (2) 自衛隊

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第15旅団	司令部第3部	〒901-0142 那覇市鏡水679	098-857-1155

### (3) 沖縄県

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
知事公室	秘書課	〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2	098-866-2080
総務部	総務私学課	〃	098-866-2074
企画部	企画調整課	〃	098-866-2026
環境部	環境政策課	〃	098-866-2183
子ども生活福祉部	福祉政策課	〃	098-866-2164
保健医療部	保健医療総務課	〃	098-866-2169
農林水産部	農林水産総務課	〃	098-866-2254
商工労働部	産業政策課	〃	098-866-2330
文化観光スポーツ部	観光政策課	〃	098-866-2763
土木建築部	土木総務課	〃	098-866-2384
出納事務局	会計課	〃	098-866-2471
企業局	総務企画課	〃	098-866-2803
病院事業局	病院事業総務課	〃	098-866-2832
教育庁	総務課	〃	098-866-2705
監査委員会	事務局	〃	098-864-2530

機関名	防災担当	所在地	電話番号
労働委員会	調整審査課	〃	098-866-2551
人事委員会	総務課	〃	098-866-2544
県議会事務局	総務課	〃	098-866-2572
北部合同庁舎	北部土木事務所	〒905-0015 名護市大南 1-13-11	0980-53-1255
中部合同庁舎	中部土木事務所	〒904-2155 沖縄市美原 1-6-34	098-894-6510
南部合同庁舎	南部土木事務所	〒900-0029 那覇市旭町 116-37	098-866-1129
宮古合同庁舎	宮古事務所	〒906-0012 宮古島市平良西里 1125	0980-72-2551
八重山合同庁舎	八重山事務所	〒907-0002 石垣市真栄里 438-1	0980-82-3040

(4) 沖縄県警察

機関名	防災担当	所在地	電話番号
沖縄県警察本部	警備第二課	〒900-0021 那覇市泉崎 1-2-2	098-862-0110

(5) 市町村

機関名	防災担当	所在地	電話番号
那覇市	防災危機管理課	〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1	098-861-1102
宜野湾市	市民防災室	〒901-2203 宜野湾市野嵩 1-1-1	098-892-3151
石垣市	防災危機管理室	〒907-8501 石垣市美崎町 14	0980-87-5533
浦添市	防災危機管理室	〒901-2114 浦添市安波茶 1-1-1	098-876-1190
名護市	総務課	〒905-0014 名護市港 1-1-1	0980-53-1213
糸満市	市民生活課	〒901-0361 糸満市潮崎町 1-1	098-840-8245
沖縄市	総務課	〒904-0014 沖縄市仲宗根町 26-1	098-939-7773
豊見城市	総務課	〒901-0292 豊見城市宜保 1-1-1	098-850-8165
うるま市	危機管理課	〒904-2292 うるま市みどり町 1-1-1	098-973-6760
宮古島市	防災危機管理課	〒906-0012 宮古島市平良西里 1140	0980-73-1961
南城市	総務課	〒901-1495 南城市佐敷新里 1870	098-917-5378
国頭村	総務課	〒905-1411 国頭村字辺土名 121	0980-41-2101
大宜味村	総務課	〒905-1305 大宜味村字大兼久 157	0980-44-3001
東村	総務財政課	〒905-1292 東村字平良 804	0980-43-2201
今帰仁村	総務課	〒905-0401 今帰仁村字仲宗根 219	0980-56-2101
本部町	総務課	〒905-0211 本部町字東 5	0980-47-2101
恩納村	総務課	〒904-0411 恩納村字恩納 2451	098-966-1200
宜野座村	総務課	〒904-1302 宜野座村字宜野座 296	098-968-5111
金武町	総務課	〒904-1201 金武町字金武 1	098-968-2111
伊江村	総務課	〒905-0502 伊江村字東江前 38	0980-49-2001
読谷村	総務課	〒904-0301 読谷村字座喜味 2901	098-982-9201
嘉手納町	総務課	〒904-0203 嘉手納町字嘉手納 588	098-956-1111
北谷町	総務課	〒904-0105 北谷町字桑江 226	098-936-1234
北中城村	総務課	〒901-2311 北中城村字喜舎場 426-2	098-935-2233
中城村	総務課	〒901-2493 中城村字当間 585-1	098-895-2131
西原町	総務課	〒903-0220 西原町与那城 140-1	098-945-5011
与那原町	総務課	〒901-1302 与那原町字上与那原 16	098-945-2201

機関名	防災担当	所在地	電話番号
南風原町	総務課	〒901-1111 南風原町字兼城 686	098-889-4415
久米島町	総務課	〒901-3108 久米島町字比嘉 2870	098-985-7121
八重瀬町	総務課	〒901-0492 八重瀬町字東風平 1188	098-998-2200
渡嘉敷村	総務課	〒901-3501 渡嘉敷村字渡嘉敷 183	098-987-2321
座間味村	総務課	〒901-3402 座間味村字座間味 109	098-987-2311
粟国村	総務課	〒901-3702 粟国村字東 367	098-988-2016
渡名喜村	総務課	〒901-3601 渡名喜村 1917-3	098-989-2002
南大東村	総務課	〒901-3805 南大東村字南 144-1	0980-22-2001
北大東村	総務課	〒901-3902 北大東村字中野 218	0980-23-4001
伊平屋村	総務課	〒905-0703 伊平屋村字我喜屋 251	0980-46-2001
伊是名村	総務課	〒905-0603 伊是名村字仲田 1203	0980-45-2001
多良間村	総務財政課	〒906-0602 多良間村字仲筋 99-2	0980-79-2619
竹富町	総務課	〒907-0012 石垣市美崎町 11	0980-82-6191
与那国町	総務財政課	〒907-1801 与那国町字与那国 129	0980-87-3579

#### 消防局・消防本部

消防本部名(構成)	所在地	電話番号
那霸市消防局	〒900-0004 那霸市銘苅 2-3-8	098-867-0119
沖縄市消防本部	〒904-2153 沖縄市美里 5-29-1	098-929-1192
浦添市消防本部	〒901-2102 浦添市前田 2-14-1	098-875-0119
宜野湾市消防本部	〒901-2203 宜野湾市字野嵩 677	098-892-2299
名護市消防本部	〒905-0019 名護市字大北 3-31-50	0980-52-2121
うるま市消防本部	〒904-2224 うるま市字大田 44-1	098-973-4838
糸満市消防本部	〒901-0325 糸満市字大里 962	098-992-3661
石垣市消防本部	〒907-0023 石垣市字真榮里 668	0980-82-4050
宮古島市消防本部	〒906-0013 宮古島市平良字下里 1792-6	0980-72-0943
豊見城市消防本部	〒901-0242 豊見城市字高安 339-1	098-850-3105
久米島町消防本部	〒901-3121 久米島町字嘉手苅 970	098-985-3281
本部町・今帰仁村消防組合消防本部(本部町、今帰仁村)	〒905-0212 本部町字大浜 850-3	0980-47-7119
島尻消防組合消防本部(八重瀬町、南城市)	〒901-0619 南城市玉城字屋嘉部 194	098-948-1778
東部消防組合消防本部(与那原町、南風原町、西原町)	〒901-1103 南風原町字与那霸 226	098-945-2200
比謝川行政事務組合ニライ消防本部(読谷村、嘉手納町、北谷町)	〒904-0202 嘉手納町字屋良 1220	098-956-9914
中城北中城消防本部(中城村、北中城村)	〒901-2314 北中城村字大城 404	098-935-4748
金武地区消防衛生組合消防本部(金武町、恩納村、宜野座村)	〒904-1201 金武町字金武 7745	098-968-2020
国頭地区行政事務組合消防本部(国頭村、大宜味村、東村)	〒905-1411 国頭村字辺土名 1727	0980-41-5100

(6) 指定公共機関

機関名	防災担当	所在地	電話番号
N T T 西 日 本 沖 縄 支 社	設 備 部 災 害 対 策 室	〒901-2133 浦添市城間 4-35-2	098-871-2820
(株) ドコモ CS 九 州 沖 縄 支 店		〒900-0025 那霸市壺川 3 丁目 3-5	098-833-7615
日 本 銀 行 那 霸 支 店	總 務 課	〒900-0006 那霸市おもろまち 1-2-1	098-869-0136
日 本 赤 十 字 社 沖 縄 県 支 部	事 業 推 進 課	〒902-0076 那霸市与儀 1-3-1 複合管理棟 5F	098-835-1180
日 本 放 送 協 会 沖 縄 放 送 局	企 画 編 成	〒900-8535 那霸市おもろまち 2-6-21	098-865-2222
沖 縄 電 力(株)	防 災 室	〒901-2602 浦添市牧港 5-2-1	098-877-2341
西日本高速道路(株) 九 州 支 社 沖 縄 高速道路事務所	統 括 課	〒901-2101 浦添市字西原 4-41-1	098-870-5952
日 本 郵 便(株) 沖 縄 支 社	支店長室総務部	〒900-8797 那霸市東町 26-29	098-865-2215

(7) 指定地方公共機関

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
(一社) 沖縄県医師会	事 務 局	〒901-1105 南風原町字新川 218-9	098-888-0087
(公社) 沖縄県看護協会	事 務 局	〒901-1103 南風原町与那霸 460	098-888-3155
(一社) 沖縄県バス協会	事 務 局	〒900-0021 那霸市泉崎 1-20-1	098-867-2316
琉 球 海 運(株)	事 務 局	〒900-0036 那霸市西 1-24-11	098-868-8161
沖縄都市モノレール(株)	總 務 課	〒901-0143 那霸市字安次嶺 377-2	098-859-2630
日 本 ト ラ ン ス オ ー シ ャ ン 航 空(株)	路 線 事 業 部	〒900-0027 那霸市山下町 3-24	098-857-2112
(一社) 沖縄県高圧ガス 保 安 協 会	—	〒901-0152 那霸市小禄 1831-1	098-858-9562
(一社) 沖縄県婦人連合会	—	〒902-0066 那霸市大道 172	098-884-5333
沖縄セルラー電話(株)	—	〒900-8540 那霸市松山 1-2-1	098-860-3608
(一社) 沖縄県薬剤師会	—	〒901-1105 南風原町新川 218-10	098-963-8930
(社福) 沖縄県社会福祉 協 議 会	—	〒903-8603 那霸市首里石嶺町 4-373-1	098-887-2000
(一財) 沖縄観光コンベン シヨンビューロー	—	〒901-0152 那霸市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター	098-859-6123

(公社)沖縄県トラック協会	—	〒900-0001 那覇市港町 2-5-23	098-863-0280
琉球放送(株)	経営管理本部	〒900-8588 那覇市久茂地 2-3-1	098-867-2151
沖縄テレビ放送(株)	総務局	〒900-8604 那覇市久茂地 1-2-20	098-863-2111
(株)ラジオ沖縄	制作報道局	〒900-8604 那覇市西 1-4-8	098-869-2211
(株)エフエム沖縄	総務部	〒901-2525 浦添市小湾 40	098-877-2361
琉球朝日放送(株)	総務局	〒900-8510 那覇市久茂地 2-3-1	098-860-1199
(一社)沖縄県歯科医師会	—	〒901-1105 南風原町字新川 218-1	098-996-3561

(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	防災担当	所在地	電話番号
沖縄県国際交流・人材育成財団	—	〒901-2221 宜野湾市伊佐 4-2-16	098-942-9212
沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合	—	〒900-0035 那覇市通堂町 2-1	098-861-4166
沖縄県歯科医師会	—	〒901-2134 浦添市港川 1-36-3	098-877-1811
沖縄県獣医師会	—	〒900-0024 那覇市古波蔵 112	098-853-8001
(一社)沖縄県建設業協会	—	〒901-2131 浦添市牧港 5-6-8	098-876-5211
沖縄県土地改良事業団体連合会	—	〒901-1112 南風原町本部 453-3	098-888-4522
沖縄県農業協同組合	—	〒900-0023 那覇市楚辺 2-33-18	098-831-5555
沖縄県漁業協同組合連合会	—	〒900-0016 那覇市前島 3-25-39 沖縄県水産会館 1階	098-860-2600
沖縄県森林組合連合会	—	〒901-1101 南風原町字大名 95-1	098-888-0676
沖縄県商工会連合会	—	〒901-0152 那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター	098-859-6150
那覇商工会議所	—	〒900-0033 那覇市久米 2-2-10	098-868-3758
浦添商工会議所	—	〒901-2567 浦添市勢理客 4-13-1 浦添市産業振興センタ	098-877-4606
沖縄商工会議所	—	〒904-0004 沖縄市中央 4-15-20	098-938-8022
宮古島商工会議所	—	〒906-0012 宮古島市平良字西里 240-2 琉球ビル 3F	0980-72-2779
沖縄県ハイヤー・タクシーアソシエーション	—	〒900-0021 那覇市泉崎 2-103-4	098-855-1344
沖縄県交通安全協会連合会	—	〒901-0225 豊見城市豊崎 3-57	098-851-7900

沖縄県石油商業組合 沖縄県石油業協同組合	-	〒901-0405 八重瀬町字伊霸 228	098-998-1871
-------------------------	---	-----------------------	--------------

## 2 沖縄県防災会議条例

昭和48年7月23日  
沖縄県条例第51号

### (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第8項の規定に基づき、沖縄県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員)

第2条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の数は、40人以内とする。

2 委員（知事の部内の職員のうちから指名される者を除く。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

### (専門委員)

第3条 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

### (幹事)

第4条 防災会議に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

### (部会)

第5条 防災会議は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を行う。

### (補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年6月13日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年7月9日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年10月21日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月29日条例第67号）

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

（沖縄県防災会議条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日以後最初に任命される第1条の規定による改正後の沖縄県防災会議条例第2条第1項の自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成26年2月14日までとする。

### 3 沖縄県防災会議運営要領

#### (目的)

第1条 この要領は、沖縄県防災会議条例（昭和48年沖縄県条例第51号）第6条の規定に基づき、沖縄県防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (会議)

第2条 防災会議は、会長において必要と認めたとき又は委員の3分の1以上の要求があつたとき会長が招集する。

2 防災会議の議長は、会長をもって充てる。

3 防災会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

5 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

#### (会長の専決処分)

第3条 会長は、防災会議が成立しないとき、又は防災会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、防災会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

(1) 災害対策本部の設置について、知事に対する意見具申

(2) 市町村地域防災計画の作成又は修正について、知事に対する意見具申

(3) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項

(4) その他軽易と認められる事項

2 会長は、前項の規定により、専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

#### (会議録)

第4条 会長は、職員をして出席委員の氏名、会議の概要等必要な事項を記載した会議録を作成させ保管しなければならない。

#### (異動報告)

第5条 委員又は幹事の異動等により変更があったときは、後任者はその職氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

#### (雑則)

第6条 この要領に定めるもの他必要な事項は会長が定める。

#### 附 則

この要領は、昭和48年11月29日から実施する。

#### 附 則

この要領は、昭和53年2月27日から実施する。

## 4 沖縄県防災会議幹事会運営要領

### (設 置)

第1条 沖縄県防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務を円滑に遂行するため、沖縄県防災会議幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

### (組 織)

第2条幹事会は、会長及び沖縄県防災会議条例（昭和48年条例第51条）第4条に規定する幹事をもって組織する。

### (会 長)

第3条会長は秘書防災統括監の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

### (所掌事務)

第4条 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 防災会議の所掌事務に関し、資料の収集、調査及び研究に関する事。
- (2) 防災会議に提出する議案に関する事。
- (3) その他防災会議が必要と認める事項に関する事。

### (会 議)

第5条幹事会は、会長が招集する。

2 会長は、幹事会の議長となり、議事を整理する。

3 幹事会は、議案の内容に応じ、会長が必要と認める範囲の幹事について招集することができる。

### (庶 務)

第6条幹事会の庶務は、知事公室防災危機管理課において処理する。

### 附 則

この要領は、昭和48年11月29日から実施する。

### 附 則

この要領は、平成12年1月31日から実施する。

### 附 則

この要領は、平成17年6月27日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

## 5 沖縄県防災会議委員名簿

	法定区分	機 関 名	職 名
◎	会長	沖縄県知事	
1	第1号	沖縄総合事務局	局长
2	〃	九州管区警察局	局长
3	〃	沖縄防衛局	局长
4	〃	沖縄総合通信事務所	所长
5		九州厚生局沖縄分室	室长
6	〃	沖縄労働局	局长
7	〃	沖縄森林管理署	署长
8	〃	那霸産業保安監督事務所	所长
9	〃	大阪航空局那霸空港事務所	所长
10	〃	沖縄気象台	台长
11	〃	第十一管区海上保安本部	本部長
12	〃	九州地方環境事務所那霸自然環境事務所	所长
13	第2号	陸上自衛隊第15旅団	旅团长
14	第3号	沖縄県教育委員会	教育長
15	第4号	沖縄県警察本部	本部長
16	第5号	沖縄県	副知事
17	〃	沖縄県	知事公室長
18	〃	沖縄県	子ども生活福祉部長
19	〃	沖縄県	保健医療部長
20	〃	沖縄県	農林水産部長
21	〃	沖縄県	文化観光スポーツ部長
22	〃	沖縄県	土木建築部長
23	〃	沖縄県	宮古事務所長
24	〃	沖縄県	八重山事務所長
25	第6号	沖縄県市長会	会長
26	〃	沖縄県町村会	会長
27	〃	沖縄県消防長会	会長
28	〃	沖縄県消防団長会	会長
29	第7号	NTT西日本沖縄支店	支店長
30	〃	日本銀行那霸支店	支店長
31	〃	日本赤十字社沖縄県支部事務局	局長
32	〃	NHK沖縄放送局	局長
33	〃	沖縄電力(株)	副社長
34	第7号	西日本高速道路(株)九州支社 沖縄高速道路事務所	所長
35	〃	日本郵便(株)沖縄支社	支社長
36	〃	(一社)沖縄県医師会	会長
37	〃	(公社)沖縄県看護協会	会長
38	〃	(一社)沖縄県バス協会	会長
39	〃	琉球海運(株)	社長

	法定区分	機 関 名	職 名
40	〃	沖縄都市モノレール(株)	代 表 取 締 役
41	〃	日本トランスオーシャン航空(株)	代 表 取 締 役
42	〃	(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会	会 長
43	〃	(一社) 沖縄県婦人連合会	会 長
44	〃	沖縄セルラーテle電話(株)	代 表 取 締 役
45	〃	(一社) 沖縄県薬剤師会	会 長
46	〃	(社福) 沖縄県社会福祉協議会	会 長
47	〃	(一財) 沖縄観光コンヘンショソビューロー	会 長
48	〃	(公社) 沖縄県トラック協会	会 長
49	〃	琉球放送(株)	代 表 取 締 役
50	〃	(一社) 沖縄県歯科医師会	会 長
51	第8号	(特非) 日本防災士会沖縄県支部	事 務 局 長
52	〃	宜野湾市伊佐区自治会	会 長
53	〃	沖縄県女性防火クラブ連絡協議会	会 長
54	〃	沖縄市女性連合会	会 長
55	〃	J A おきなわ女性部	副 会 長

## 6 沖縄県防災会議幹事名簿

	機 関 名	職 名
◎	沖縄県知事公室秘書防災統括監	
1	沖縄総合事務局	総務部総務課長
2	九州管区警察局	災害対策官
3	沖縄防衛局	地方整備課長
4	総務省沖縄総合通信事務所	総務課長
5	沖縄労働局	総務部企画室長
6	沖縄森林管理署	次長
7	那霸産業保安監督事務所	管理課長
8	大阪航空局那霸空港事務所	航空保安防災課長
9	沖縄気象台	業務課長
10	第十一管区海上保安本部	環境防災課長
11	九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所	野生生物企画官
12	陸上自衛隊第15旅団	司令部第3部長
13	沖縄県教育委員会	総務課長
14	沖縄県警察本部	警備部警備第二課長
15	沖縄県知事公室	秘書課長
16	沖縄県知事公室	防災危機管理課長
17	沖縄県子ども生活福祉部	福祉政策課長
18	沖縄県保健医療部	保健医療政策課長
19	沖縄県農林水産部	農林水産企画課長
20	沖縄県商工労働部	産業政策課長
21	沖縄県文化観光スポーツ部	観光政策課長
22	沖縄県土木建築部	土木企画課長
23	沖縄県企業局	配水管理課長
24	沖縄県病院事業局	県立病院課長
25	沖縄県総務部宮古事務所	総務課長
26	沖縄県総務部八重山事務所	総務課長
27	沖縄県市長会	事務局長
28	沖縄県町村会	事務局長
29	沖縄県消防長会	事務局長
30	NTT西日本沖縄支店	設備部長
31	日本銀行那霸支店	総務課長
32	日本赤十字社沖縄県支部	事業推進課長
33	NHK沖縄放送局	企画総務副部長
34	沖縄電力	防災室マネージャー
35	西日本高速道路(株)九州支社 沖縄高速道路事務所	統括課長
36	日本郵便(株)沖縄支社	総務・人事部担当部長
37	(一社)沖縄県医師会	理事
38	(公社)沖縄県看護協会	常任理事
39	(一社)沖縄県バス協会	専務理事
40	琉球海運(株)	常務取締役
41	沖縄都市モノレール(株)	常務取締役
42	日本トランスオーシャン航空(株)	路線事業部部長
43	(一社)沖縄県高圧ガス保安協会	専務理事
44	(一社)沖縄県婦人連合会	副会長
45	沖縄セルラー電話(株)	経営本部リスクマネジメント部長
46	(一社)沖縄県薬剤師会	理事
47	(社福)沖縄県社会福祉協議会	事務局長
48	(一財)沖縄観光コンベンションビューロー	企画・施設事業部 企画課長

	機 関 名	職 名
49	(公社) 沖縄県トラック協会	専務理事
50	琉球放送(株)	経営管理本部総務局総務部長
51	(一社) 沖縄県歯科医師会	副会長

## 7 沖縄県防災会議及び幹事会の開催状況

### (1) 防災会議の開催状況

第1回 昭和48年11月29日

- 議題 ① 沖縄県防災会議運営要領について  
② 沖縄県防災会議幹事会運営要領について  
③ 沖縄県地域防災計画作成方針について

第2回 昭和50年1月16日

- 議題 沖縄県地域防災計画の作成に伴う内閣総理大臣への協議について

第3回 昭和50年4月15日

- 議題 沖縄県地域防災計画の決定について

第4回 昭和53年2月27日

- 議題 沖縄県地域防災計画の修正について

第5回 昭和58年11月2日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について  
② その他報告事項

第6回 昭和61年2月12日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について  
② 専決処分事項の報告について  
③ その他（情報交換等）

第7回 昭和63年3月28日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について  
② 専決処分事項の報告について  
③ その他（情報交換等）

第8回 平成2年3月8日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について  
② 専決処分事項の報告について  
③ その他（情報交換等）

第9回 平成4年3月19日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について  
② 専決処分事項の報告について  
③ その他（情報交換等）

第10回 平成8年3月27日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について  
② その他（情報交換等）

第11回 平成9年3月26日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について  
② その他（情報交換等）

第12回 平成12年9月20日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について  
② 専決処分事項の報告について  
③ その他（情報交換等）

第13回 平成18年5月31日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について  
② 専決処分事項の報告について  
③ その他（情報交換等）

第14回 平成19年2月14日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について  
② その他（情報交換等）

第15回 平成24年3月27日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について  
② 沖縄県防災会議委員の就任について  
③ その他（調査結果報告等）

第16回 平成25年3月28日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について  
② 沖縄県防災会議委員の就任について  
③ その他（調査結果報告等）

第17回 平成27年3月30日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について  
② 沖縄県防災会議委員の就任について  
③ その他（情報交換等）

第18回 平成30年3月22日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について  
② その他

第19回 令和3年5月31日～6月11日（書面開催）

- 議題 沖縄県地域防災計画の修正について

## （2）防災会議幹事会の開催状況

第1回 昭和49年2月15日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画作成方針に基づく沖縄県地域防災計画の作成について

第2回 昭和49年12月24日

- 議題 沖縄県地域防災計画について

第3回 昭和52年12月27日

- 議題 沖縄県地域防災計画の修正について

第4回 昭和58年10月18日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について  
② その他（報告事項等）

第5回 昭和59年3月27日

- 議題 ① 昭和58年度修正沖縄県地域防災計画の国との協議結果について  
② その他（情報交換等）

第6回 昭和59年9月28日

- 議題 ① 昭和59年度修正沖縄県総合防災訓練の実施計画について  
② その他（情報交換等）

第7回 昭和61年1月23日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について  
② その他（情報交換等）

第8回 昭和62年2月6日

- 議題 ① 昭和61年度沖縄県防災訓練の実施計画について  
② その他（情報交換等）

第9回 昭和63年3月14日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について  
② その他（情報交換等）

第10回 平成2年3月20日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について  
② その他（情報交換等）

第11回 平成3年3月5日

- 議題 ① 西表島群発地震に対する対応策について  
② その他（情報交換等）

第12回 平成4年3月6日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について  
② その他（情報交換等）

第13回 平成7年8月17日

- 議題 ① 平成7年度沖縄県総合防災訓練について  
② その他（情報交換等）

第14回 平成8年2月19日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について  
② その他（情報交換等）

第15回 平成8年8月20日

- 議題 平成8年度沖縄県総合防災訓練について

第16回 平成9年2月17日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について  
② その他（情報交換等）

第17回 平成12年3月29日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正案について  
② 沖縄県防災会議会長の専決処分事項の報告について  
③ その他（情報交換等）

第18回 平成18年3月29日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正案について  
② 沖縄県防災会議会長の専決処分事項の報告について  
③ その他（情報交換等）

第19回 平成18年6月12日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について  
② その他（情報交換等）

第20回平成24年3月19日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について  
② 沖縄県防災会議委員の就任について  
③ その他（調査結果報告等）

第21回平成25年3月19日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について  
② 沖縄県防災会議委員の就任について  
③ その他（調査結果報告等）

第22回平成27年3月17日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について  
② 沖縄県防災会議委員の就任について  
③ その他（情報交換等）

第23回平成30年3月15日

- 議題 ① 沖縄県地域防災計画の修正について  
② その他

## 8 沖縄県災害対策本部条例

昭和48年7月23日  
沖縄県条例第52号

### (趣旨)

第1条この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき、沖縄県災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条災害対策本部長（以下「本部長」という。）は本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときにはその職務を行う。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

### (部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (現地災害対策本部)

第4条現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

### (補足)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は本部長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成8年7月26日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 9 沖縄県災害対策本部運営要綱

昭和49年7月17日  
災害対策本部長訓令第1号

改正 昭和58年9月29日  
災害対策本部長訓令第1号  
昭和58年11月28日  
災害対策本部長訓令第2号  
昭和59年6月19日  
災害対策本部長訓令第1号  
昭和60年12月17日  
災害対策本部長訓令第36号  
平成3年12月6日  
災害対策本部長訓令第1号  
平成11年5月11日  
災害対策本部長訓令第1号  
平成14年7月12日  
災害対策本部長訓令第1号  
平成17年9月16日  
災害対策本部長訓令第1号  
平成18年3月31日  
災害対策本部長訓令第1号  
平成19年3月30日  
災害対策本部長訓令第1号  
平成20年3月29日  
災害対策本部長訓令第1号  
平成21年3月16日  
災害対策本部長訓令第1号  
平成21年3月30日  
災害対策本部長訓令第2号  
平成23年9月9日  
災害対策本部長訓令第1号  
平成24年3月30日  
災害対策本部長訓令第1号  
平成25年3月30日  
災害対策本部長訓令第1号  
平成26年3月31日  
災害対策本部長訓令第1号  
平成27年3月31日  
災害対策本部長訓令第1号  
平成27年6月26日  
災害対策本部長訓令第2号  
平成28年3月31日  
災害対策本部長訓令第1号

平成29年3月31日  
災害対策本部長訓令第1号  
平成30年3月31日  
災害対策本部長訓令第2号  
平成31年3月29日  
災害対策本部長訓令第1号  
令和元年7月30日  
災害対策本部長訓令第2号  
令和2年3月31日  
災害対策本部長訓令第1号  
令和3年3月29日  
災害対策本部長訓令第1号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、沖縄県災害対策本部条例（昭和48年沖縄県条例第52号）第5条の規定に基づき、沖縄県 災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定め、災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

(本部の位置)

**第2条** 本部は、沖縄県庁内に置く。

(副本部長及び本部員)

**第3条** 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事及び警察本部長をもって充てる。この場合において、沖縄県災害対策本部条例第2条第2項の規定により副本部長が本部長の職務を行う場合の順序は、副知事及び警察本部長の順序とする。

2 前項の規定により、副知事が本部長の職務を行う場合の順序は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 知事公室に関する事項を担任する副知事
- (2) 前号に掲げる副知事以外の副知事

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、知事公室長、各部の部長、会計管理者、企業局長、病院事業局長及び教育長をもって充てる。

(本部会議)

**第4条** 本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、副本部長及び本部員をもって構成し、次に掲げる事項について協議決定する。

- (1) 災害に関する応急対策（以下「災害応急対策」という。）の基本方針に関すること。
- (2) 災害応急対策における優先取組事項に関すること。
- (3) 災害応急対策の進捗に関すること。
- (4) 自衛隊の災害派遣に関すること。
- (5) 国、他の地方公共団体等からの応援の受け入れに関すること。
- (6) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。
- (7) その他必要と認める事項

3 本部会議は、必要に応じ、本部長が招集し、本部長が議長となる。

4 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部会議に出席させることができる。

(本部の組織)

**第5条** 本部に、次に掲げる部を置く。

- (1) 総括情報部
- (2) 知事公室部
- (3) 総務部
- (4) 企画部
- (5) 環境部
- (6) 子ども生活福祉部
- (7) 保健医療部又は沖縄県災害医療本部
- (8) 農林水産部
- (9) 商工労働部
- (10) 文化観光スポーツ部
- (11) 土木建築部
- (12) 出納部
- (13) 企業部
- (14) 病院事業部
- (15) 教育部
- (16) 警察部
- (17) 監査委員部
- (18) 労働委員会部
- (19) 人事委員会部
- (20) 議会部

- 2 部に、部長及び副部長を置き、別表第1の左欄に掲げる部の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職にある者及び同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 部長は部の事務を総理し、副部長は部長を補佐するとともに部長に事故があるとき、又は欠けたときは部長の職務を代理する。
- 4 部に、別表第2の左欄に掲げる部の区分ごとに、同表の中欄に掲げる班を置く。
- 5 班に、班長及び班員を置き、班長は別表第2の左欄に掲げる部の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職にある者をもって充て、班員は班長の所属する課に勤務する職員をもって充てる。
- 6 班長は、部長の命を受けて次条に定める班の事務（以下「班務」という。）を処理し、班員は、上司の命を受けて班務に従事する。
- 7 沖縄県災害医療本部、教育部及び警察部の組織については、第4項及び第5項の規定にかかわらず、保健医療部長、教育長又は警察本部長が定める。

(部及び班の分掌事務)

**第6条** 部は、班の事務を総括し、班は、別表第2の中欄に掲げる班の区分に応じ、同表の右欄に掲げる事務を分掌する。

- 2 前項の規定にかかわらず、沖縄県災害医療本部の分掌事務は保健医療部長が、教育部の分掌事務は教育長が、警察部の分掌事務は警察本部長が定める。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、前2項に規定する部及び班の分掌事務を臨時に変更し、又は部及び班に新たな事務を所掌させることができる。
- 4 班は、第1項の規定により分掌する事務のほか、本部長又は部長の指示により、他部又は部内の他の班の応援を行い本部の事務の迅速かつ効果的な処理に努めるものとする。

(本部組織の特例)

- 第6条の2** 県内で震度6弱以上が発表される等災害の規模その他の状況により本部長が災害応急対策を強力に推進する必要があると認める場合には、第5条第2項の規定にかかわらず、総括情報部及び企画部に置く副部長は、それぞれ別表第3の中欄に掲げる職にある者をもって充てる。この場合において、総括情報部に置かれる当該副部長は、同表の中欄に掲げる職の区分に応じ、同表の右欄に掲げる班の分掌事務を統括するものとする。
- 2 前項の場合には、第5条第4項の規定にかかわらず、総括情報部に別表第4の左欄に掲げる班を置き、当該班に班長及び班員（避難所・物資支援班にあっては、班長、副班長及び班員）を置く。
  - 3 班長（避難所・物資支援班にあっては、班長及び副班長）は別表第4の左欄に掲げる班の区分ごとに、同表の中欄に掲げる職にある者をもって充て、班員は同欄に掲げる職員のうちから当該職員が勤務する課の長が指名する者（情報収集・伝達班にあっては当該者及び第10条第4項に規定する情報・初期対応要員）をもって充てる。
  - 4 第2項の規定により置かれた班の分掌事務は、別表第4の右欄に掲げるとおりとする。

(現地災害対策本部の設置)

- 第6条の3** 本部長は、激甚な災害が発生し、特に必要と認められるときは、沖縄県地域防災計画（災害対策 基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項の規定により作成された沖縄県地域防災計画をいう。以下「防災計画」という。）の定めるところにより、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

(地方本部の設置)

- 第7条** 本部長は、地方における災害応急対策の迅速確実な実施を図るため、必要と認められるときは、防災計画の定めるところにより、沖縄県災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）を設置することができる。

(地方本部の名称及び管轄区域等)

- 第8条** 地方本部の名称、設置場所、管轄区域及び構成機関等は、別表第5に定めるところによる。
- 2 地方本部に地方本部長及び地方副本部長を置き、別表第5の第1欄に掲げる地方本部の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる職にある者をもって充てる。
  - 3 地方本部長は、本部長の命を受けて、管轄区域内における災害応急対策事務を処理する。
  - 4 地方本部の事務を処理するため、別表第5の第1欄に掲げる地方本部ごとに、同表の第5欄に掲げる班を設け、班に班長及び班員を置く。
  - 5 班長は、別表第5の第1欄に掲げる地方本部の区分に応じ、同表第5欄に掲げる職にある者をもって充て、班員は、班長の所属する機関の職員及び班を構成する他の機関の職員をもって充てる。
  - 6 班長は、地方本部長の命を受けるとともに、班を構成する他の構成機関の長と連携して班の分掌事務を処理し、班員は、上司の命を受けて班の分掌事務に従事するものとする。
  - 7 地方本部の構成機関の長は、班の分掌事務の処理に当たっては、本部の関係する部及び班との連携を密にするものとする。
  - 8 地方本部の各班の基本的役割は、別表第6のとおりとし、各班の分掌事務及び構成機関による各班の構成、その他必要な事項（防災計画に定めるものを除く。）については、地方本部長が定める。
  - 9 地方本部長は、前項の規定により必要事項を定めたとき又は変更したときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

(地方機関相互の連携)

- 第8条の2** 地方本部は、地方本部と同一の区域を管轄する他の指定地方行政機関等と連携して地方に

おける 災害応急対策を行うものとする。

(市町村への情報連絡員の派遣)

**第8条の3** 総括情報部長は、災害が発生した地域を管轄する市町村の災害応急対策機能が著しく低下し、当該市町村との通信連絡及び調整に円滑を欠くと判断した場合は、各部に所属する職員の中から情報連絡員を指名し、これを当該市町村の災害対策本部等へ派遣することができる。

2 前項の規定により派遣する情報連絡員の活動に関し必要な事項は、別に定める。

(配 備)

**第9条** 本部長又は地方本部長は、本部を設置したとき又は地方本部が設置されたときは、防災計画の定めるところにより、非常体制又は救助体制のうちから本部又は地方本部の配備体制の規模を指定する。指定した後に配備体制の規模を変更する必要が生じたときも同様とする。

**第10条** 部長又は地方本部長は、前条の配備体制の規模に応じて、要員を配備するものとする。

2 前項の規定により配備された要員（連絡待機を含む。）は、各班ごとに、非常体制の場合は全職員、救助体制の場合は概ね職員数の3分の1に相当する数の職員とする。ただし、第8条第8項又は第16条の規定により、別に定めがある特定の部又は班については、この限りでない。

3 部長又は地方本部長は、本部又は地方本部の事務の効果的運用を図るため、部又は地方本部に所属する職員の中から各部又は各地方本部間の連絡調整及び本部の決定事項の各部又は各地方本部への伝達を行う要員として、連絡調整員を指名する。

4 部長又は地方本部長は、部又は地方本部に所属する職員の中から、主として情報の収集及び迅速な初期対応を行うための要員として、情報・初期対応要員を2名指名する。

5 第6条の2第2項の規定による班が置かれた場合には、部長（総括情報部の部長を除く。）は、前項に規定する情報・初期対応要員を総括情報部情報収集・伝達班に派遣するものとする。

6 部長は、必要に応じ、部に所属する職員を他の部又は地方本部へ派遣することができる。

(災害状況等の報告)

**第11条** 部長及び地方本部長は、災害の状況及びこれに対してとった措置の概要等について、災害状況等報告書（第1号様式）により、遅滞なく、本部長に報告するものとする。

(その他の事項)

**第12条** この要綱に定める事務を処理するに当たっては、原則として、他の全ての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

**第13条** 災害救助法、消防法（昭和23年法律第186号）、水防法（昭和24年法律第193号）、その他の法令等により特別の定めがあるものについては、当該法令の定めるところにより、その事務を処理しなければならない。

**第14条** この要綱に定める以外の本部に関する活動事項については、防災計画の定めるところによる。

**第15条** この要綱により処理した事項についての残務整理については、本部にあっては部長の職にあつた者が、地方本部にあっては地方本部長の職にあつた者がこれに当たり、関係書類等を保管するものとする。

**第16条** この要綱に定めるもののほか、本部の運営及び本部設置に至らない災害への対応組織等必要なことについては、沖縄県災害医療本部に関することは保健医療部長が、教育部に関することは教育長が、警察部に関することは警察本部長が、教育部及び警察部以外の部に関すること並びに各部に共通することは知事がそれぞれ定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和 49 年 7 月 1 日から適用する。

**附 則**

この訓令は、昭和 58 年 9 月 29 日から施行する。

**附 則**

この訓令は、昭和 58 年 11 月 28 日から施行する。

**附 則**

この訓令は、昭和 59 年 6 月 19 日から施行する。

**附 則**

この訓令は、昭和 60 年 12 月 17 日から施行する。

**附 則**

この訓令は、平成 3 年 12 月 6 日から施行する。

**附 則**

この訓令は、平成 11 年 5 月 11 日から施行する。

**附 則**

この訓令は、平成 14 年 7 月 12 日から施行する。

**附 則**

この訓令は、平成 17 年 9 月 16 日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則 3 条第 1 項の規定により出納長がなお従前の例により在職するものとする場合においては、同項に規定する期間中に限り、改正前の沖縄県災害対策本部運営要綱第 3 条第 1 項（出納長に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

**附 則**

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この訓令は、平成 23 年 9 月 9 日から施行する。

**附 則**

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この訓令は、令和元年 7 月 30 日から施行する。

**附 則**

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**別表第 1** (第 5 条関係)

部名	部長	副部長
総括情報部	知事公室長	秘書防災統括監
知事公室部	知事公室長	基地対策統括監
総務部	総務部長	総務統括監
企画部	企画部長	企画調整統括監
環境部	環境部長	環境企画統括監
子ども生活福祉部	子ども生活福祉部長	生活企画統括監
保健医療部及び沖縄県災害医療本部	保健医療部長	医療企画統括監 保健衛生統括監
農林水産部	農林水産部長	農政企画統括監
商工労働部	商工労働部長	産業振興統括監
文化観光スポーツ部	文化観光スポーツ部長	観光政策統括監
土木建築部	土木建築部長	土木企画統括監
出納部	会計管理者	会計課長
企業部	企業局長	企業企画統括監
病院事業部	病院事業局長	病院事業統括監
教育部	教育長	教育管理統括監

警察部	警察本部長	警備部長 交通部長
監査委員部	監査委員 事務局長	監査課長
労働委員会部	労働委員会 事務局長	調整審査課長
人事委員会部	人事委員会 事務局長	人事委員会 事務局総務課長
議会部	議会事務局長	議会事務局次長

**別表第2** (第5条関係)

部名	班名及び班長	分掌事務
総括情報部	総括班 班長 防災危機管理課長	1 本部の設置及び廃止に関すること。 2 防災関係機関との連絡調整に関すること。 3 地方本部との連絡調整に関すること。 4 各部の分掌事務の調整に関すること。 5 本部の庶務に関すること。 6 被災市町村への指導、助言及び応援に関すること。 7 災害情報等の収集及び伝達に関すること。 8 災害現地視察調査に関すること。 9 被害調査書の作成及び配布に関すること。 10 非常通信の運用に関すること。 11 自衛隊への災害派遣要請に関すること。 12 広域応援要請に関すること。 13 市町村長又は消防長に対する災害防御活動の指示に関すること。 14 消防庁への災害報告及び国との連絡調整に関すること。 15 国等からの災害調査団の受入れの総括に関すること。 16 災害時における危険物等の保安に関すること。 17 各部間の連絡調整に関すること。 18 各部への本部決定事項の伝達に関すること。
知事公室部	知事公室総務班 班長 秘書課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。 3 本部長及び副本部長の秘書業務に関すること。 4 国の災害対策本部長等の対応に関すること。
	広報班 班長 広報課長	1 災害に関するテレビ放送、ラジオ放送、新聞発表その他広報に関すること。 2 災害写真の撮影、収集及び収録に関すること。 3 記者発表に関すること。
	基地対策班 班長 基地対策課長	米軍との連携にかかる連絡に関すること。
	辺野古新基地建設問題対策班 班長 辺野古新基地建設問題対策課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	特命推進班 班長 特命推進課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
総務部	総務班 班長 総務私学課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。 3 東京連絡班との連絡に関すること。 4 災害関係文書の收受及び発送に関すること。 5 災害関係資料等の印刷に関すること。 6 私立学校及び私学関係団体との連絡調整に関すること。

人事班 班長 人事課長	1 災害関係職員の服務及び動員に関する事。 2 災害対策基本法第 29 条第 1 項の規定に基づく職員の派遣要請及び第 31 条の規定に基づく職員のあっせん要求に関する事。	
職員厚生班 班長 職員厚生課長	1 災害応急対策に従事する職員の公務災害に関する事。 2 職員の健康管理に関する事。 3 被災職員に対する諸給付金及び貸付けに関する事。	
財政班 班長 財政課長	1 災害対策費の資金計画に関する事。 2 災害応急対策及び復旧対策の財源措置に関する事。 3 県議会に提案する事項に係る議会事務局との連絡調整に関する事。	
税務班 班長 税務課長	1 被災者に対する県税の徵収猶予及び減免に関する事。 2 被災市町村の納税者に対する県税に係る納入期限の延期に関する事。	
管財班 班長 管財課長	1 庁舎の整備及び府内停電時の対策に関する事。 2 県有財産の被害調査及び災害対策に関する事。 3 災害応急対策用諸物資等の購入に関する事。 4 その他本部の事務に必要な器具等の整備及び設営に関する事。	
行政管理班 班長 行政管理課長	1 臨時の組織又は職の設置に関する事。 2 臨時の権限の配分に関する事。	
東京連絡班 班長 東京事務所長	国会及び政府機関との連絡調整並びにこれらの機関に対する資料配布に関する事。	
企 画 部	企画総務班 班長 企画調整課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被害状況の総括に関する事。
	交通政策班 班長 交通政策課長	災害時における交通体系の連絡調整に関する事。
	県土・跡地利用対策班 班長 県土・跡地利用対策課長	災害時における開発区域の保全に関する事。
	統計班 班長 統計課長	災害統計に関する事。
	科学技術振興班 班長 科学技術振興課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	デジタル社会推進班 班長 デジタル社会推進課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	情報基盤整備班 班長 情報基盤整備課長	1 防災行政無線による通信の確保に関する事。 2 庁内 LAN 等を利用した被害状況等の収集及び発信に係る指導に関する事。
	地域・離島班 班長 地域・離島課長	1 水の需要及び供給についての連絡調整に関する事。 2 災害時における地域離島の振興対策に関する事。
	市町村班	1 被災市町村の行政指導に関する事。

	班長 市町村課長	2 被災市町村の特別交付税及び災害復旧資金に関すること。
環 境 部	環境総務班 班長 環境政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。 3 環境の総合対策に関すること。
	環境保全班 班長 環境保全課長	1 公害の調査及び対策に関すること。 2 原子力艦の原子力災害発生時等における放射能調査に関すること。
	環境整備班 班長 環境整備課長	がれき及び廃棄物に関すること。
	自然保護班 班長 自然保護課長	1 国立公園、国定公園及び県立自然公園の災害応急対策及び被害調査に関すること。 2 動物の保護及び収容に関すること。
	環境再生班 班長 環境再生課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
子 ど も 生 活 福 祉 部	子ども生活福祉総務班 班長 福祉政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。 3 災害派遣福祉チームに関すること。
	高齢者福祉介護班 班長 高齢者福祉介護課長	1 災害時における老人福祉に関すること。 2 所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。
	保護・援護課 班長保護・援護課長	所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。
	青少年・子ども家庭班 班長 青少年・子ども家庭課長	1 災害時における青少年対策に関すること。 2 所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。
	子ども未来政策班 班長 子ども未来政策課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	子育て支援班 班長 子育て支援課長	所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。
	障害福祉班 班長 障害福祉課長	所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。
	消費・くらし安全班 班長 消費・くらし安全課長	1 災害救助法の適用に関すること。 2 義援金品、見舞金品等の配分計画及び受付に関すること。 3 被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与に関すること。 4 災害時における消費生活の総合調整に関すること。 5 ボランティア総合窓口の設置に関すること。 6 避難所等の総合対策に関すること。 7 生活再建支援に関すること。 8 災害時における交通安全対策に関すること。
	女性力・平和推進班 班長 女性力・平和推進課長	平和関連施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。

保健医療部	保健医療総務班 班長 保健医療総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被害状況の総括に関する事。 3 部内各班及び他部の応援に関する事。
	医療政策班 班長 医療政策課長	1 沖縄県災害医療本部の設置及び運営に関する事。 2 災害時における医療に関する事。 3 医療関係施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。 4 防災計画に基づく救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関する事。 5 医療関係機関・団体との連絡調整に関する事。
	健康長寿班 班長 健康長寿課長	避難住民等に対する健康相談、指導等に関する事。
	地域保健班 班長 地域保健課長	1 災害時における保健衛生対策に関する事。 2 災害派遣精神医療チームに関する事。 3 災害時における助産に関する事。
	感染症対策班 班長 感染症対策課長	災害時における感染症対策に関する事。
	衛生薬務班 班長 衛生薬務課長	1 災害時の食品衛生に関する事。 2 水道及び生活衛生関係営業施設の被害調査に関する事。 3 飲料水の供給に関する事。 4 応急措置を実施するための旅館及び飲食店の施設の衛生管理に関する事。 5 災害時における死体の埋葬処理に関する事。 6 災害時における医薬品及び衛生材料の調達及び配分に関する事。 7 薬務関係施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。 8 災害時における毒物及び劇物に関する事。
	国民健康保険班 班長 国民健康保険課長	1 国民健康保険の保険料（国民健康保険税を含む。）及び被保険者の一部負担金の減免に関する事。 2 後期高齢者医療保険料及び被保険者の一部負担金の減免に関する事。
農林水産部	農林水産総務班 班長 農林水産総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被害状況の総括に関する事。 3 農業関係の被害調査の取りまとめに関する事。
	流通・加工推進班 班長 流通・加工推進課長	1 応急措置の用に供する副食（農産物に限る。）の流通対策及び確保に関する事。 2 卸売市場との連絡調整に関する事。 3 主食の確保に関する事。
	農政経済班 班長 農政経済課長	1 農業協同組合の共同利用施設の被害調査に関する事。 2 農業協同組合等関係団体との連絡調整に関する事。 3 被害農家等に対する農業災害資金に関する事。
	営農支援班 班長 営農支援課長	1 農作物の病害虫防除に関する事。 2 被災農家に対する生活指導に関する事。 3 農業の被害調査及び防災指導（農地、農業用施設及び農地海岸保全施設に関するものを除く。）に関する事。

	園芸振興班 班長 園芸振興課長	所管の応急措置の用に供する農作物の種苗の補給に関すること。
	糖業農産班 班長 糖業農産課長	1 農作物の技術対策及び指導に関すること。 2 災害時における農業災害補償に関すること。
	畜産班 班長 畜産課長	1 家畜伝染病の防疫に関すること。 2 家畜飼料及び家畜飲用水の補給対策に関すること。
	村づくり計画班 班長 村づくり計画課長	農山村地域における災害応急対策及び被害調査に関すること。
	農地農村整備班 班長 農地農村整備課長	1 県有土地改良施設の被害調査に関すること。 2 農業用貯水池及びため池の災害応急対策及び被害調査に関すること。 3 農地、農業用施設及び農地海岸保全施設の被害調査・報告及び災害応急対策に関すること。
	森林管理班 班長 森林管理課長	1 民有林及び林業施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 2 林産物の被害調査に関すること。 3 災害救助に要する木材の流通対策に関すること。 4 山林関係災害に対する金融に関すること。
	水産班 班長 水産課長	1 水産物、水産施設、漁船及び漁具の災害応急対策及び被害調査に関すること。 2 被害漁業者に対する災害資金に関すること。 3 災害時における水産物の流通対策に関すること。
	漁港漁場班 班長 漁港漁場課長	漁港基本施設及び漁港区画内海岸保全施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。
商工労働部	商工労働総務班 班長 産業政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。 3 大阪事務所との連絡に関すること。 4 災害時における高圧ガス及び火薬類等の保安に関するこ と。 5 L P ガス等の調達の調整に関すること。
	アジア経済戦略班 班長 アジア経済戦略課長	那覇空港貨物ターミナルの災害応急対策及び被害調査に関すること。
	マーケティング戦略推進班 班長 マーケティング戦略推進課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	ものづくり振興班 班長 ものづくり振興課長	工場等製造業施設の被害調査に関すること。
	中小企業支援班 班長 中小企業支援課長	1 災害時における中小企業に関すること。 2 被災商工業者に対する金融に関すること。 3 店舗等商業施設の被害調査に関すること。
	企業立地推進班 班長 企業立地推進課長	部内各班又は他部の応援に関すること。

	情報産業振興班 班長 情報産業振興課長	情報産業企業からの情報手段に関すること。
	雇用政策班 班長 雇用政策課長	災害時における雇用対策に関すること。
	労働政策班 班長 労働政策課長	1 災害時における労働紛争議の予防及び解決の促進に関すること。 2 災害時における中小企業の労働対策に関すること。 3 災害復旧に要する労働力の確保に関すること。 4 災害時における職業訓練生等の安全衛生に関すること。
文化観光スポーツ部	文化観光総務班 班長 観光政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。 3 部の関係機関との連絡調整に関すること。
	観光振興班 班長 観光振興課長	観光客への情報提供等に関すること。
	M I C E 推進班 班長 M I C E 推進課長	観光施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。
	文化振興班 班長 文化振興課長	文化施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。
	空手振興班 班長 空手振興課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	スポーツ振興班 班長 スポーツ振興課長	社会体育施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。
	交流推進班 班長 交流推進課長	災害時における海外沖縄県人会及び海外移住関係団体との連絡調整に関すること。
	土木総務班 班長 土木総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。
	技術・建設業班 班長 技術・建設業課長	所管する建設工事現場の災害応急対策及び被害調査に関すること。
土木建築部	用地班 班長 用地課長	災害時における沖縄県の公共工事の施工に伴う損失補償基準に関すること。
	道路街路班 班長 道路街路課長	所管する道路及び橋りょうの災害応急対策及び被害調査に関すること。
	道路管理班 班長 道路管理課長	1 所管する道路及び橋りょうの災害応急対策及び被害調査に関すること。 2 交通不通箇所及び通行路線に関すること。 3 災害時における緊急通行道路及び橋りょうに関するこ
	河川班 班長 河川課長	1 河川、県有ダム、溝渠及び水路の災害応急対策及び被害調査に関すること。 2 災害時における公有水面（海面を除く。）の管理に関するこ
	海岸防災班 班長 海岸防災課長	1 水防活動の総括に関すること。 2 海岸及び堤防の災害応急対策及び被害調査に関するこ
		3 災害時における公有水面（所管する海面に限る。）の管理に関するこ

		4 土砂災害に係る災害応急対策及び被害調査に関すること。 5 高潮対策に関すること。
港湾班 班長 港湾課長		1 港湾の災害応急対策及び被害調査に関すること。 2 災害時における公有水面（所管する海面に限る。）の管理に関すること。
空港班 班長 空港課長		空港施設関係の災害応急対策及び被害調査に関すること。
都市計画・モノレール班 班長 都市計画・モノレール課長		都市モノレールの災害応急対策及び被害調査に関すること。
都市公園班 班長 都市公園班長		都市公園の災害応急対策及び被害調査に関すること。
下水道班 班長 下水道課長		下水道の災害応急対策及び被害調査に関すること。
建築指導班 班長 建築指導課長		1 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 2 民間建築物の被害調査に関すること。 3 被災宅地危険度判定に関すること。
住宅班 班長 住宅課長		1 県営住宅の災害応急対策及び被害調査に関すること。 2 被災者の県営住宅への入居のあっせんに関すること。 3 沖縄振興開発金融公庫の住宅資金融資のあっせんに関すること。
施設建築班 班長 施設建築課長		1 所管する建設工事現場の災害応急対策及び被害調査に関すること。 2 災害救助法適用時における被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に関すること。
出納部	出納総務班 班長 会計課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。 3 災害対策本部の歳入歳出外現金の出納に関すること。 4 義援金及び見舞金の保管及び出納に関すること。
	物品管理班 班長 物品管理課長	1 災害時における庁内自動車の管理及び輸送に関すること。 2 救援物資等の出納、保管及び管理に関すること。 3 災害対策応急物資等購入品の検収に関すること。
企業部	企業総務班 班長 企業局総務企画課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。
	配水管理班 班長 配水管理課長	1 水道及び工業用水道施設（建設班が所管するものを除く。）の災害応急対策及び被害調査に関すること。 2 災害時における配水に関すること。
	経理班 班長 経理課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	建設班 班長 建設課長	所管する建設工事現場の災害応急対策及び被害調査に関すること。
病院	病院事業総務班 班長 病院事業総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。

事業部		3 災害時における医療及び助産に関すること。
	病院事業経営班 班長 病院事業経営課長	所管の医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。
監査委員部	監査班 班長 監査課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。
労働委員会部	調整審査班 班長 調整審査課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。
人事委員会部	人事委員会総務班 班長 人事委員会事務局総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。
	職員班 班長 職員課長	部内他班又は他部の応援に関すること。
議会部	議会事務局総務班 班長 議会事務局総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。
	議事班 班長 議事課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	政務調査班 班長 政務調査課長	部内各班又は他部の応援に関すること。

**別表第3** (第6条の2関係)

部名	副部長	統括する班
総括情報部	秘書防災統括監	総括班 情報収集・伝達班 災害時広報班 救出・救助班 インフラ班 本部活動支援班
	企画調整統括監	応援・受援班 避難所・物資支援班
企画部	企画振興統括監	企画部の班

**別表第4** (第6条の2関係)

班名	班長等	分掌事務
総括班	班長 防災危機管理課長 班員 防災危機管理課職員 秘書課職員 総務私学課職員	1 災害対策本部の全般対処方針の決定に関すること。 2 自衛隊への災害派遣要請に関すること。 3 広域応援要請に関すること。 4 本部会議の開催、運営に関すること。 5 国本部等との連絡及び調整に関すること。

	企画調整課職員 管財課職員 情報基盤整備課職員 基地対策課職員	6 非常通信の運用に関すること。 7 災害現地の視察調査に関すること。 8 沖縄県災害医療本部との調整に関すること。 9 米軍との連携に関すること。 10 その他総括情報部長が特に命ずること。
情報収集・伝達班	班長 防災危機管理班長 班員 防災危機管理課職員	1 災害情報の収集及びとりまとめに関すること。 2 市町村との連絡調整に関すること。 3 各地方本部との連絡調整に関すること。 4 防災関係機関との連絡調整に関すること。 5 被害情報の記録及び集計に関すること。 6 各部間の連絡調整に関すること。 7 各部への本部決定事項の伝達に関すること。 8 その他総括情報部長が特に命ずること。
災害時広報班	班長 広報課広報監 班員 広報課職員 基地対策課職員	1 災害広報計画の策定に関すること。 2 災害に関する広報の実施に関すること。 3 記者発表に関する他部との連携調整に関すること。 4 県議会との連絡調整に関すること。 5 その他総括情報部長が特に命ずること。
救出・救助班	班長 防災危機管理課副参事 班員 防災危機管理課職員 基地対策課職員	1 救出・救助対策の検討に関すること。 2 ヘリコプターの運用調整に関すること。 3 大規模火災の対策の検討に関すること。 4 救助部隊の活動状況の把握及び派遣調整に関すること。 5 その他総括情報部長が特に命ずること。
応援・受援班	班長 市町村課副参事 班員 防災危機管理課職員 人事課職員 企画調整課職員 市町村課職員	1 市町村の行政機能の確保状況の把握に関すること。 2 九州知事会 全国知事会等への応援要請及び応援の受入れの調整に関すること。 3 被災市町村への応援調整に関すること。 4 その他総括情報部長が特に命ずること。
避難所・物資支援班	班長 消費・くらし安全課副参事 副班長 交通政策課室長 班員 福祉政策課職員 消費・くらし安全課職員 観光振興課職員 交流推進課職員 交通政策課職員 都市公園課職員 教育庁保健体育課職員	1 避難所に関する情報収集に関すること。 2 避難所の運営に関する支援に関すること。 3 災害時の要配慮者対策に関すること。 4 食料等物資の調達及び供給に関すること。 5 物資の提供及び輸送に関すること。 6 物資等の集積拠点の確保に関すること。 7 災害ボランティアに関すること。 8 その他総括情報部長が特に命ずること。
インフラ班	班長 土木総務課事業管理監 班員 土木総務課職員 道路管理課職員	1 道路、港湾、河川等の社会インフラの被害情報の把握及び応急対策に関する他部との連携調整に関すること。 2 電気、水道、ガス等のライフラインの被害情報の把握及び応急対策に関する他部との連携

	港湾課職員 空港課職員 河川課職員 下水道課職員 都市計画・モノレール課職員 産業政策課職員 環境整備課職員 企業局配水管理課職員 衛生薬務課職員	調整に關すること。 3 応急給水の検討及び調整に關すること。 4 中核サービスステーション等の被害状況の把握及び燃料の調達に關すること。 5 がれき、災害廃棄物等の処理に關する他部との連携調整に關すること。 6 その他総括情報部長が特に命ずること。
本部活動支援班	班長 防災危機管理課長 班員 防災危機管理課職員 人事課職員 職員厚生課職員 行政管理課職員 会計課職員 財政課職員	1 総括情報部に係る職員の安否確認に關すること。 2 総括情報部の動員及び勤務計画に關すること。 3 緊急車両通行証の発行に關すること。 4 総括情報部職員の食料及び寝具に關すること。 5 総括情報部職員の健康管理に關すること。 6 総括情報部の庶務に關すること。 7 総括情報部の財務に關すること。 8 その他総括情報部長が特に命ずること。

**別表第5** (第8条関係)

名称及び設置場所	地方本部長及び地方副本部長	管轄区域	構成機関	班名及び班長名
沖縄県灾害対策北部地方本部	地方本部長 北部土木事務所長	北部土木事務所の管轄区域	北部土木事務所 北部福祉事務所 北部保健所 北部農林水産振興センター 県立北部病院 名護県税事務所 その他北部土木事務所管内に所在する出先機関	総括班 班長 北部土木事務所長 生活福祉班 班長 北部福祉事務所長 医療衛生班 班長 北部保健所長 県立病院班 班長 県立北部病院長 土木建築班 班長 北部土木事務所長 農林水産班 班長 北部農林水産振興センター所長 応援班 班長 名護県税事務所長
沖縄県灾害対策中部地方本部	地方本部長 中部土木事務所長	中部土木事務所の管轄区域	中部土木事務所 中部福祉事務所 中部保健所 中部農林土木事務所 中部農業改良普及センター	総括班 班長 中部土木事務所長 生活福祉班 班長 中部福祉事務所長 医療衛生班 班長 中部保健所長 県立病院班

(沖縄市)	中部保健所長		県立中部病院 コザ県税事務所 その他中部土木事務所管内に所在する出先機関	班長 県立中部病院長 土木建築班 班長 中部土木事務所長 農林水産班 班長 中部農林土木事務所長 応援班 班長 コザ県税事務所長
沖縄県災害対策南部地方本部 南部合同庁舎 (那覇市)	地方本部長 南部土木事務所長  地方副本部長 南部農林土木事務所長 南部保健所長	南部土木事務所の管轄区域	南部土木事務所 南部福祉事務所 南部保健所 南部農林土木事務所 南部農業改良普及センター 南部林業事務所 南部医療センター・こども医療センター 那覇県税事務所 その他南部土木事務所管内に所在する出先機関	総括班 班長 南部土木事務所長 生活福祉班 班長 南部福祉事務所長 医療衛生班 班長 南部保健所長 県立病院班 班長 南部医療センター・こども医療センター院長 土木建築班 班長 南部土木事務所長 農林水産班 班長 南部農林土木事務所長 応援班 班長 那覇県税事務所長
沖縄県災害対策宮古地方本部 宮古合同庁舎 (宮古島市)	地方本部長 宮古事務所長  地方副本部長 宮古事務所総務課長 宮古保健所長	宮古事務所の管轄区域	宮古事務所 宮古福祉事務所 宮古保健所 宮古農林水産振興センター 宮古土木事務所 県立宮古病院 その他宮古事務所管内に所在する出先機関	総括班 班長 宮古事務所総務課長 生活福祉班 班長 宮古福祉事務所長 医療衛生班 班長 宮古保健所長 県立病院班 班長 県立宮古病院長 土木建築班 班長 宮古土木事務所長 農林水産班 班長 宮古農林水産振興センター所長 応援班 班長 宮古事務所県税課長
沖縄県災害対策八重山	地方本部長 八重山事務所	八重山事務所の管轄区域	八重山事務所 八重山福祉事務所	総括班 班長 八重山事務所総務

地方本部 八重山合同 庁舎 (石垣市)	長 地方副本部長 八重山事務所 総務課長 八重山保健所 長		八重山保健所 八重山農林水産振 興センター 八重山土木事務所 県立八重山病院 その他八重山事務 所管内に所在する 出先機関	課長 生活福祉班 班長 八重山福祉事務所 長 医療衛生班 班長 八重山保健所長 県立病院班 班長 県立八重山病院長 土木建築班 班長 八重山土木事務所 長 農林水産班 班長 八重山農林水産振 興センター所長 応援班 班長 八重山事務所県税 課長
------------------------------	--	--	--	--

**別表第6** (第8条関係)

班名	基本的役割
総括班	地方本部の総括に関すること。
生活福祉班	生活支援に関すること。
医療衛生班	医療及び衛生並びに地域災害医療本部の運営に関すること。
県立病院班	医療に関すること。
土木建築班	土木関係対策に関すること。
農林水産班	農林水産関係対策に関すること。
応援班	他班の応援に関すること。

第1号様式（第11条関係）

第 号  
平成 年 月 日

災害対策本部長 殿

班名 班長名

災害状況等報告書

災害対策本部運営要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 被害発生	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分
2 被害原因	
3 被害場所	
4 被害程度	
5 被害に対する措置の概要	
6 災害救助法適用の要否 及び必要とする救助の種類	
7 その他必要事項	

備考 この様式によることができないときは、これに準じて作成すること。

## 10 沖縄県災害対策事務運営要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、沖縄県災害対策本部運営要綱（昭和49年災害対策本部長訓令第1号。以下「要綱」という。）に規定する沖縄県災害対策本部（以下「本部」という。）の運営、その他災害対策に關し、必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置等)

**第2条** 本部の設置及び廃止並びにこれらの通知は、沖縄県地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項の規定により作成された沖縄県地域防災計画をいう。以下「防災計画」という。）の定めるところによる。

(本部の活動基準)

**第3条** 本部の各部は、本部会議の調整の下に、災害予防及び災害応急対策に係る総合的な企画、連絡及び指導を主体とした各種の活動を行うとともに、災害対策事務が円滑かつ的確に実施されるよう必要な措置をとるものとする。

2 沖縄県災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）は、各管轄区域における本部業務の推進主体として管内市町村と連携して災害に関する情報の収集、伝達及び災害応急対策の実施に努めるものとする。

(配備体制指定の通知)

**第4条** 要綱第9条の配備体制が指定されたときは、本部（地方本部を除く。）に係るものにあっては総括情報部長から各部長及び地方本部長へ、地方本部に係るものにあっては地方本部長から総括情報部長へ通知するものとする。

(地方本部連絡会議)

**第5条** 地方本部に地方本部連絡会議を置く。

2 地方本部連絡会議は、地方本部構成機関の長をもって構成する。  
3 地方本部連絡会議は、必要に応じて地方本部長が招集する。  
4 地方本部連絡会議は、地方本部の運営及び災害応急対策に関し必要な事項を審議するものとする。

(総括班長会議)

**第5条の2** 要綱第4条第2項に定める災害応急対策の具体的な事項について協議するため、本部に各部を総括する班長で構成する総括班長会議を置く。

2 総括班長会議には、協議する応急対策の内容に応じて、関係する班長を出席させることができる。  
3 総括班長会議の議長には、総括情報部副部長をもって充て、会議は議長が招集する。

(通報事項)

**第6条** 各部において、次に掲げる事務を処理しようとするときは、あらかじめ必要な事項を総括情報部に通報するものとする。

- (1) 国の省庁に所管事項に関する被害状況等の報告を行うとき。
- (2) 災害救助法を適用し、救助を実施するとき。
- (3) 水防警報を発令するとき。
- (4) 従事命令又は協力命令を執行するとき。
- (5) 施設、土地、家屋、物資等を保管し、使用し又は収用するとき。
- (6) 他の防災機関等に出勤又は応援協力を要請するとき。
- (7) 市町村又は地方本部に対し、災害対策上特別な指示又は指導を行うとき。
- (8) 被害状況等について、集団的な現地調査を実施するとき。
- (9) 国の省庁等から調査員又は視察団が来県するとき。
- (10) その他異例又は特別な災害対策を実施するとき。

(災害警戒本部)

**第7条** 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が本部を設置するに至らないときは、防災計画の定めるところにより沖縄県災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、警戒体制をとることができる。

- 2 警戒本部は、災害に関する情報を収集するとともに指定地方行政機関等との連絡調整を図るものとする。
- 3 警戒本部に、警戒本部長及び警戒副本部長を置き、別表第1の左欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 警戒本部の事務を処理するため、別表第1の中欄に掲げる班を設け、班に班長及び班員を置く。
- 5 警戒本部長は前項の規定にかかわらず、要綱別表第2の中欄に掲げる班から必要な班を追加することができる。
- 6 班長は、別表第1の右欄に掲げる職にある者をもって充て、班員は班長の所属する課に勤務する職員をもって充てる。
- 7 班長は、警戒本部長の命を受けて、班の分掌事務を処理し、班員は、上司の命を受けて班の分掌事務に従事するものとする。
- 8 班は、おおむね要綱別表第2の右欄に掲げる事務を分掌する。
- 9 第5条の2の規定は、警戒本部に準用する。この場合において、これら規定中「本部」とあるのは「警戒本部」と、「各部を総括する班長」とあるのは「各部の総括担当課長」と、「班長」とあるのは「課長」と、「総括班長会議」とあるのは「警戒本部会議」と、「総括情報部副部長」とあるのは「警戒副本部長」と読み替えるものとする。

(災害警戒地方本部)

**第8条** 南部土木事務所長、中部土木事務所長、北部土木事務所長、宮古事務所長及び八重山事務所長（以下「事務所長」という。）は、管轄区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が地方本部を設置するに至らないときは、防災計画の定めるところにより沖縄県災害警戒地方本部（以下「警戒地方本部」という。）を設置し、警戒体制をとることができる。

- 2 警戒地方本部の名称及び設置場所は、別表第2のとおりとする。
- 3 警戒地方本部は、その管轄区域内における災害に関する情報を収集し、警戒本部その他指定地方行政機関等との連絡調整を図るものとする。
- 4 要綱第8条第2項及び第4項から第8項までの規定は、警戒地方本部に準用する。この場合において、これら規定中「地方本部」とあるのは「警戒地方本部」と、「地方本部長」とあるのは「警戒地方本部長」と、「地方副本部長」とあるのは「警戒地方副本部長」と、「別表第5」とあるのは「別表第2」と、「別表第6」とあるのは「要綱別表第6」と読み替えるものとする。

(設置の通知)

**第9条** 警戒本部長及び警戒地方本部長は、警戒本部が設置された場合、又は警戒地方本部を設置した場合は構成する各班長へ通知するとともに、警戒本部にあっては警戒地方本部長へ、警戒地方本部にあっては警戒本部長へそれぞれ通知するものとする。これを廃止したときも同様とする。

(災害対策準備体制)

**第10条** 知事公室長及び事務所長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が本部（地方本部を含む。）又は警戒本部（警戒地方本部を含む。）を設置するに至らないときは、防災計画の定めるところにより災害対策準備体制（以下「準備体制」という。）をとることができる。

- 2 第7条第2項の規定は、準備体制に準用する。
- 3 準備体制においては、防災危機管理課長並びに南部土木事務所、中部土木事務所、北部土木事務所、宮古事務所及び八重山事務所の庶務を担当する課長等の指示のもとに前項に規定する業務を行

うものとする。

- 4 前各号に定めるもののほか、準備体制について必要な事項は、防災危機管理課長及び事務所長が別に定める。

(配備)

**第11条** 要綱第10条第2項の規定にかかわらず、別表第3に掲げる班の非常体制及び救助体制並びに第7条第1項の警戒体制及び前条第1項の準備体制における配備に必要な要員の数は、同表のとおりとする。

ただし、班長の判断により、配備要員の全部または一部について連絡待機とすることができる。

- 2 要綱別表第2の班名及び班長の欄に掲げる者及び要綱別表第5の班名・班長名の欄に掲げる者（地方本部を構成するその他の機関の長を含む。）は、要綱第10条第1項の要員、第7条第1項及び第8条第1項の警戒体制において配備する要員並びに前条第1項の準備体制において配備する要員をあらかじめ指名し、かつ、指名した職員の中から班（地方本部にあっては、地方本部を構成する機関）の連絡員を定め、配備要員名簿（第1号様式）に記載しておくものとする。その内容に変更を生じたときも同様とする。
- 3 要綱第10条第3項の連絡調整員は、原則として、各部の庶務を担当する班の班長を補佐する職にある者又はこれに相当する職員を、要綱第10条第4項の情報・初期対応要員は、おおむね30分以内に登庁できる地域に居住している職員の中から指名するものとする。
- 4 前項の連絡調整員及び情報・初期対応要員については、第2号様式により、あらかじめ総括情報部（防災危機管理課）あて提出するものとする。
- 5 第2項により指名された者は、常に気象情報や災害情報に留意し、各体制に応じて配備に就き、また、当該体制の次に規模を大にする体制の配備に就くべき者は、自宅その他の場所に所在し、連絡方法を明らかにして待機するものとする。

(配備要員の動員方法)

**第12条** 通常の勤務時間外に配備要員を登庁させる方法は、あらかじめ本部各班において定め、周知しておくものとする。

- 2 配備要員は、各体制に応じて自主的に登庁し、配備に就くものとする。ただし、これによることができなかつた配備要員に対しては、それぞれの班においてあらかじめ連絡体制を定め連絡するものとする。

(連絡方法)

**第13条** 本部会議の招集その他本部、警戒本部（警戒地方本部を含む。以下同じ。）及び準備体制にかかる各種指示、通知及び連絡（以下「連絡等」という。）は、特別な場合を除き、電話又は庁内放送等迅速な方法により行うものとする。

- 2 前項の連絡等を庁内放送等の一斉連絡による方法以外の手段を用いる場合は、別表第4の連絡系統により行うものとする。
- 3 要綱別表第2の各部総括班の班長欄に掲げる者及び要綱別表第5の総括班の班長欄に掲げる者は、第3号様式により、部内又は地方本部内の緊急連絡先名簿を備えておくとともに次項に規定する者からの求めに応じ、その写しを提出するものとする。
- 4 要綱別表第2の総括情報部総括班の班長欄に掲げる者は、第4号様式により、本部内の緊急連絡先を備えておくものとする。

(災害状況等の報告)

**第14条** 要綱第11条の規定は、警戒本部に準用する。この場合において、同条中「部長及び地方本部長」とあるのは「警戒本部長及び警戒地方本部長」と、「本部長」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

- 2 要綱第11条及び前項に規定する報告は、班毎に報告書を作成し、それぞれの部又は地方本部（警戒地方本部を含む。）の被害状況を総括する班を経由して総括情報部へ提出するものとする。

(その他)

**第 15 条** この要領に定めるもののほか、警戒本部及び準備体制に関する事項については防災計画の定めるところによる。

附則

この要領は、平成 11 年 7 月 27 日から実施する。

附則

この要領は、平成 14 年 7 月 30 日から実施する。

附則

この要領は、平成 17 年 1 月 1 日から実施する。

附則

この要領は、平成 18 年 5 月 2 日から実施する。

附則

この要領は、平成 19 年 4 月 25 日から実施する。

附則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要領は、平成 23 年 1 月 11 日から実施する。

附則

この要領は、平成 25 年 4 月 5 日から実施する。

附則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要領は、令和元年 7 月 30 日から実施する。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

**別表第1** (第7条関係)

警戒本部長及び 警戒副本部長	班 名	班 長
警戒本部長 知事公室長  警戒副本部長 秘書防災統括監	総括班 各部総務班 広報班 人事班 管財班 情報基盤整備班 消費・くらし安全班 衛生薬務班 水産班 漁港漁場班 観光振興班 道路管理班 河川班 海岸防災班 港湾班 施設建築班 配水管理班 病院事業総務班	防災危機管理課長 各部総務班担当課長 広報課長 人事課長 管財課長 情報基盤整備課長 消費・くらし安全課長 衛生薬務課長 水産課長 漁港漁場課長 観光振興課長 道路管理課長 河川課長 海岸防災課長 港湾課長 施設建築課長 配水管理課長 病院事業総務課長

**別表第2** (第8条関係)

名称及び設置場所	警戒地方本部長及び警戒地方副本部長	管轄区域	構成機関	班名及び班長名
沖縄県災害警戒北部地方本部 北部合同庁舎 (名護市)	地方本部長 北部土木事務所長  地方副本部長 北部農林水産振興センター所長 北部保健所長	北部土木事務所の管轄区域	北部土木事務所 北部福祉事務所 北部保健所 北部農林水産振興センター その他北部土木事務所長が指定する管内の機関	総括班 (班長 北部土木事務所長) 生活福祉班 (班長 北部福祉事務所長) 医療衛生班 (班長 北部保健所長) 土木建築班 (班長 北部土木事務所長) 農林水産班 (班長 北部農林水産振興センター所長)
沖縄県災害警戒中部地方本部 中部合同庁舎 (沖縄市)	地方本部長 中部土木事務所長  地方副本部長 中部農林土木事務所長 中部保健所長	中部土木事務所の管轄区域	中部土木事務所 中部福祉事務所 中部保健所 中部農林土木事務所 その他中部土木事務所長が指定する管内の機関	総括班 (班長 中部土木事務所長) 生活福祉班 (班長 中部福祉事務所長) 医療衛生班 (班長 中部保健所長) 土木建築班 (班長 中部土木事務所長) 農林水産班 (班長 中部農林土木事務所長)
沖縄県災害警戒南部地方本部 南部合同庁舎 (那覇市)	地方本部長 南部土木事務所長  地方副本部長 南部農林土木事務所長 南部保健所長	南部土木事務所の管轄区域	南部土木事務所 南部福祉事務所 南部保健所 南部農林土木事務所 その他南部土木事務所長が指定する管内の機関	総括班 (班長 南部土木事務所長) 生活福祉班 (班長 南部福祉事務所長) 医療衛生班 (班長 南部保健所長) 土木建築班 (班長 南部土木事務所長) 農林水産班 (班長 南部農林土木事務所長)
沖縄県災害警戒宮古地方本部 宮古合同庁舎	地方本部長 宮古事務所長 地方副本部長 宮古事務所	宮古事務所の管轄区域	宮古事務所 宮古福祉事務所 宮古保健所 宮古農林水産振興センター	総括班 (班長 宮古事務所総務課長) 生活福祉班 (班長 宮古福祉事務所長)

(宮古島市)	総務課長 宮古保健所長		その他事務所長が指定する管内の機関	医療衛生班 (班長 宮古保健所長) 土木建築班 (班長 宮古土木事務所長) 農林水産班 (班長 宮古農林水産振興センター所長)
沖縄県災害警戒八重山地方本部  八重山合同庁舎 (石垣市)	地方本部長 八重山事務所長  地方副本部長 八重山事務所総務課長 八重山保健所長	八重山事務所の管轄区域	八重山事務所 八重山福祉事務所 八重山保健所 八重山農林水産振興センター その他事務所長が指定する管内の機関	総括班 (班長 八重山事務所総務課長) 生活福祉班 (班長 八重山福祉事務所長) 医療衛生班 (班長 八重山保健所長) 土木建築班 (班長 八重山土木事務所長) 農林水産班 (班長 八重山農林水産振興センター所長)

**別表第3** (第11条関係)

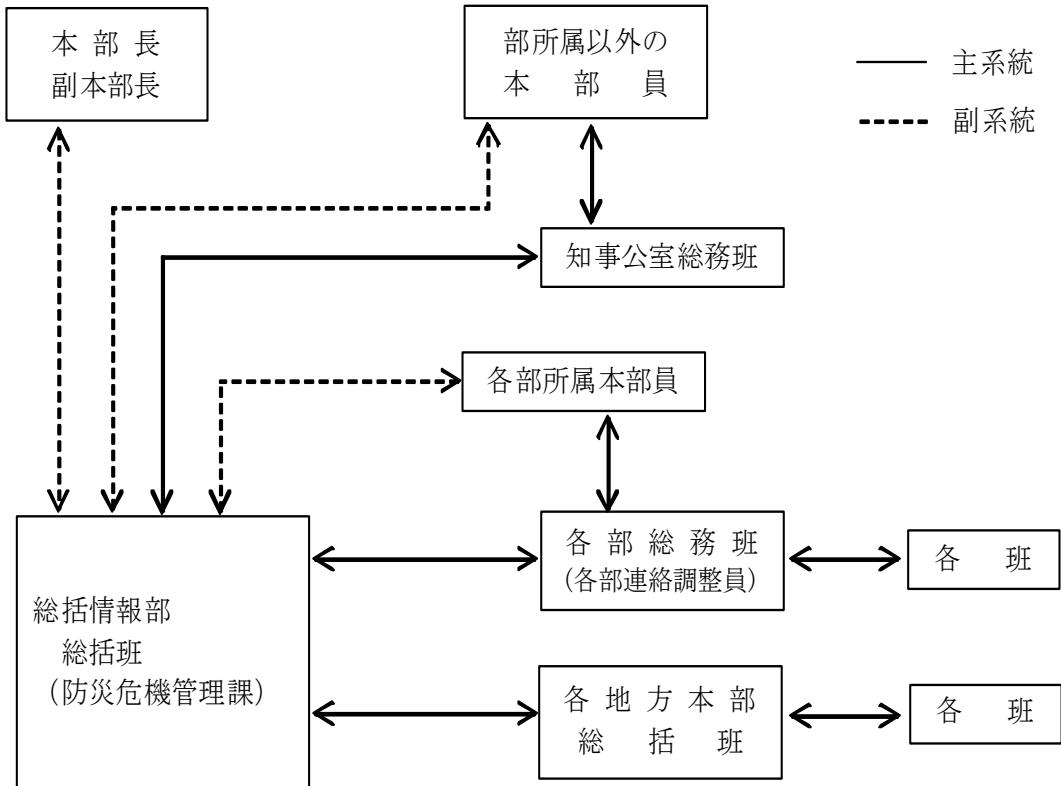
部 名	班 名	配 備 要 員 定 数 (人)			
		第一配備 (準備体制)	第二配備 (警戒体制)	第三配備 (救助体制)	第四配備 (非常体制)
各部共通 (総括情報部を除く。)	連絡調整員 情報・初期対応要員	各部 1 —	同左 —	同左 各部 2	同左 同左
総括情報部	総括班 (防災危機管理課)	原則 3	原則 7	原則 全員	同左
知事公室部	知事公室総務班 広報班		原則 2 (1) 1	班員の 1/3 班員の 1/3	全員 全員
総務部	総務班 人事班 管財班		原則 2 (1) 1 1		
企画部	企画総務班 情報基盤整備班		原則 2 (1) 1		
環境部	環境総務班		原則 2 (1)		
子ども生活 福祉部	子ども生活福祉総務 班 消費・くらし安全班		原則 2 (1) 1	原則 班員の 1/3	全員
保健医療部	保健医療総務班 衛生薬務班		原則 2 (1) 1		
農林水産部	農林総務班 水産班 漁港漁場班		原則 2 (1) 1 1		
商工労働部	商工労働総務班		原則 2 (1)		
文化観光 スポーツ部	文化観光総務班 観光振興班		原則 2(1) 1		
土木建築部	土木総務班 道路管理班 河川班 海岸防災班 港湾班 施設建築班		原則 2(1) 3 3 3 2 1		全員
出 納 部	出納総務班		原則 2 (1)		

企 業 部	企業総務班 配水管理班		原則 2 (1) 1	原則 班員の 1/3
病院事業部	病院事業総務班		原則 2 (1)	
監査委員部	監査班		1 (1)	
労働委員会部	調整審査班		1 (1)	
人事委員会部	人事委員会総務班		1 (1)	
議会部	議会事務局総務班		1 (1)	

備考 1 ( ) は内数で要綱第 10 条第 3 項の各部連絡調整員を兼ねる。

- 2 班長の判断により、全部または一部について連絡待機とすることができる。
- 3 表に記載のない班の配備要員定数は、第三配備が原則職員数の 3 分の 1、第四配備が全職員となる
- 4 上記表の配備区分に関わらず、要綱第 6 条の 2 の規定を適用した場合、各部は情報・初期対応要員を総括情報部情報収集・伝達班に派遣する（要綱第 10 条第 5 項）。

**別表第4** (第13条関係)



**備考** 本部又は警戒本部が設置されていない場合においては、それぞれに充てるべき職及び機関名に読み替えるものとする。

**第1号様式** (第11条関係)

西日本備要員名簿 (平成 年 月 日現在)

部又は地方本部名

班名又は機関名

連絡員	配備の種別				緊急連絡電話			
	第一	第二	第三	第四	職名	氏名	自宅	携帯
							省略	
	/ / / / /	/ / / / /	/ / / / /	/ / / / /	/ / / / / / / /	/ / / / / / / /	/ / / / / / / /	/ / / / / / / /

- 備考 1 この名簿は、班ごとに作成すること。地方本部にあって複数の課又は機関で班を構成するときは、それぞれの課又は機関ごとに作成すること。  
2 連絡員欄、配備種別欄は、該当箇所を○印で表示すること。  
3 この様式によらない場合は、これに準じて作成すること。  
4 配備種別凡例  
第一：第一配備体制（災害対策準備体制）  
第二：第二配備体制（警戒体制）  
第三：第三配備体制（救助体制）  
第四：第四配備体制（非常体制）

**第2号様式** (第11条関係)

**連絡調整員及び情報・初期対応要員名簿**

(平成 年 月 日現在)

部 名 \_\_\_\_\_

	氏 名	所 属	職 名	緊急連絡電話		メールアドレス
				自 宅	携 帯	
連絡調整員						
情報・初期 対応要員						

### 第3号様式（第13条関係）

## 部内・地方本部内緊急連絡名簿

(平成 年 月 日現在)

### 部又は地方本部名

	職名	氏名	緊急連絡電話	
			自宅	携帯
部長又は地方本部長				
その他の本部員				
副部長又は地方副本部長				
連絡調整員				
情報・初期対応要員				
情報・初期対応要員				
班名				
	班長			
	(補佐)			
	連絡員			

- 備考 1 この名簿は、部又は地方本部ごとに作成すること。

2 複数の課又は機関で班を構成するときは、班名欄及び班長欄の班は、それぞれの課又は機関名に読み替えて記入すること。

3 この様式によらない場合は、これに準じて作成すること。

**第4号様式** (第13条関係)

**沖縄県災害対策本部緊急連絡名簿**

(平成 年 月 日現在)

	氏 名	緊急連絡電話		備 考
		自 宅	携 帯	
知事（本部長）				
秘書				
副知事（副本部長）				
秘書				
警察本部長（副本部長）				
秘書担当				
秘書課長				
秘書課班長				
※ 警 察 部 を 除 く	部長（本部員）			
	副部長			
	総括担当班長			
	連絡調整員			
	情報・初期対応要員			
	〃			
警 察 部	部長（本部員）			
	副部長（警備部長）			
	副部長（交通部長）			
	警備二課長			
	連絡調整員			
	情報・初期対応要員			
	〃			
地 方 本 部	地方本部長			
	地方副本部長			
	総括班長			
	連絡調整員			
	情報・初期対応要員			
	〃			

備考：各部の連絡調整員及び情報・初期対応員、地方本部の各員については、備考欄に所属・職名を記入すること。

## 11 沖縄県ヘリコプター等運用調整会議規約

### (目的)

第1条 沖縄県内における大規模な災害の発生時において、ヘリコプター又は固定翼機（以下「ヘリコプター等」という。）を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図り、ヘリコプター等による災害対策活動の効率的な運用調整及び安全運航確保を図るため、沖縄県ヘリコプター等運用調整会議（以下「ヘリ運用調整会議」という。）を設置する。

### (組織構成)

第2条 ヘリ運用調整会議の構成は、別表（沖縄県ヘリコプター等運用調整会議参画機関）のとおりとする。

### (所掌事項)

第3条 ヘリ運用調整会議は、次の事項について所掌する。

#### (1) 平時における所掌事項

- ア 大規模な災害の発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動に関すること。
- イ 大規模な災害の発生時におけるヘリコプター等の安全運航確保に関すること。
- ウ 関係機関が保有するヘリコプター等に関する情報共有に関すること。
- エ 災害時に活動拠点となる場外離着陸場に関すること。
- オ ヘリコプター等の運航に関する情報交換に関すること。
- カ ヘリコプター等を保有する機関が参加する防災訓練に関すること。
- キ その他ヘリ運用調整会議の目的遂行のため必要な事項に関すること。

#### (2) 大規模な災害の発生時

別途定める「大規模災害時における沖縄県ヘリコプター等運用調整班活動計画」に基づき、沖縄県災害対策本部総括情報部内に設置されるヘリコプター等運用調整班としてヘリコプター等の運用調整を行う。

### (座長)

第4条 ヘリ運用調整会議に座長を置く。

- 2 座長は、沖縄県知事公室防災危機管理課長があたる。
- 3 座長は、ヘリ運用調整会議の議事運営の全般を総括する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理することができる。

### (会議)

第5条 ヘリ運用調整会議は、毎年度1回開催するほか、座長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、座長があたるものとする。
- 3 座長は、必要があると認めたときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第6条 ヘリ運用調整会議の事務は、沖縄県知事公室防災危機管理課が担当する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ヘリ運用調整会議の運営に関して必要な事項は、座長が

別に定める。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年3月29日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年3月30日から施行する。

## 12 大規模災害時における沖縄県ヘリコプター等運用調整班活動計画

### 1 目的

この計画は、沖縄県内で大規模な災害が発生し、多数のヘリコプター又は固定翼機（以下「ヘリコプター等」という。）が災害対策活動に従事する必要がある場合において、沖縄県災害対策本部総括情報部（以下「総括情報部」という。）におけるヘリコプター等の効率的な運用調整及び安全運航確保を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

※ 本計画は沖縄県ヘリコプター等運用調整会議の参画機関（以下「参画機関」という。）が独自に行う災害対策活動を妨げるものではない。

※ 大規模な災害とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象による災害、又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質、可燃物、薬液等有害物の大量放出、海上災害、航空災害、陸上交通災害、産業災害その他の人的な事故で、多数の人的、物的被害が発生したもの。

### 2 ヘリコプター等運用調整班の設置

- (1) 沖縄県内で大規模な災害が発生し、多数のヘリコプター等が災害対策活動に従事する必要がある場合において、ヘリコプター等の安全運航及び効率的な運用調整を行うため、沖縄県災害対策本部総括情報部長（以下「総括情報部長」という。）の指示により、総括情報部内に沖縄県ヘリコプター等運用調整班（以下「ヘリ運用調整班」という。）を設置する。
- (2) ヘリ運用調整班は、災害時におけるヘリコプター等の機動的な活動調整を行うため、参画機関から参集できる最小限の要員等（以下「ヘリ運用調整員」という。）で構成するものとする。
- (3) ヘリ運用調整班長は、沖縄県知事公室防災危機管理課副参事がその任にあたるものとする。沖縄県知事公室防災危機管理課副参事に事故があるときは、あらかじめ沖縄県知事公室防災危機管理課長が指名した者を充てるものとする。

### 3 ヘリ運用調整員の派遣要請及び参集

総括情報部長は、ヘリ運用調整班を設置した場合には、参画機関に対してその旨を通知するとともに、ヘリ運用調整員の派遣を要請するものとする。（注1）

参画機関は、自らの活動に支障を生じない範囲において職員を派遣するものとし、その際、次の情報等を可能な範囲で携えて、沖縄県庁5階危機管理センターに参集するものとする。

なお、参画機関は、ヘリ運用調整員の派遣が困難な場合は、ヘリ運用調整班の会議への定期的な参加や電話等による報告・調整を行い、円滑なヘリコプター等の運用調整に努める。

- (1) 参画機関が収集した災害情報及び映像
- (2) 参画機関が既に実施した災害対策活動状況
- (3) 参画機関が予定している災害対策活動及び飛行計画
- (4) ヘリコプター等の活動可能機数・性能・装備情報及び整備までの飛行残時間情報
- (5) その他必要な事項

#### （注1）関係様式等

別紙1 「沖縄県ヘリコプター等運用調整班連絡先一覧」

別紙2 「沖縄県ヘリコプター等運用調整班活動系統図」

別紙3 「派遣依頼」

別紙4 「派遣報告」

#### 4 ヘリ運用調整班の活動調整事項

ヘリ運用調整班は、次の任務を行うものとする。

- (1) 総括情報部及び関係機関との活動連絡調整
- (2) 参画機関への災害対策活動及び活動拠点の振り分け調整（注2）
- (3) 航空燃料の給油に関する調整
- (4) 他県との広域的な連携及び調整
- (5) 那覇空港またはフォワードベース等における受援調整
- (6) その他必要な事項

（注2）関係様式等

別紙2「沖縄県ヘリコプター等運用調整班活動系統図」

別紙5「ヘリコプター等活動振分書」

別紙6「ヘリコプター等活動表」

#### 5 ヘリコプター等の安全運航に関する調整事項

ヘリ運用調整班は、ヘリコプター等の安全運航を確立するため、次の事項について調整するものとする。

- (1) 安全運航確保のための航空情報（ノータム）
- (2) 参画機関の飛行計画及び災害対策活動
- (3) 使用航空波
- (4) 使用場外離着陸場
- (5) 報道ヘリコプター等活動把握
- (6) その他ヘリコプター等の安全運航に関する事項

#### 6 参画機関ヘリコプター等の集結場所

参画機関ヘリコプター等の集結場所は、原則として那覇空港とする。ただし、那覇空港が震災等の影響により使用できない場合は、ヘリ運用調整班または参画機関が指定するフォワードベース等を活用する。

#### 7 那覇空港における受援体制

ヘリ運用調整班は、参画機関のヘリコプター等が那覇空港に集結する場合には、総括情報部及び那覇空港事務所と次の事項を調整するものとする。

- (1) 駐機スポットの調整
- (2) 通行ゲート開閉に伴う警備員の配置
- (3) 時間外運用の調整
- (4) 航空燃料の確保及び給油方法
- (5) 応援航空隊員等の待機及び宿泊場所の確保
- (6) 夜間駐機場所の調整
- (7) その他必要な事項

#### 8 ヘリ運用調整班の活動終了等

ヘリ運用調整班長は、災害の推移等により、参画機関によるヘリコプター等の災害対策活動等の調整を要しないと認めた場合には、総括情報部長にヘリ運用調整員の任務終了及びヘリ運用調整班の廃止を具申するものとする。

## 9 計画の準用

沖縄県知事公室長は、沖縄県災害対策本部の設置に至らない災害が発生した場合であっても、参画機関が保有するヘリコプター等が沖縄県内で災害対策活動に従事する可能性がある場合には、この計画を準用してヘリ運用調整班を設置し、適切に対応するものとする。

※ 小規模の災害であっても参画機関が保有するヘリコプター等が、沖縄県内で災害対策活動に従事する可能性がある場合や隣県又は複数の市町村に関係する災害等でヘリコプター等の運用を調整する必要がある場合を想定するものである。

## 10 計画の見直し

本計画は、参画機関等からの修正意見等が提言された場合等、沖縄県ヘリコプター等運用調整会議において必要に応じて見直しをするものとする。

### 附 則

この計画は、平成27年4月1日から施行する。

### 附則

この計画は、平成28年3月29日から施行する。

### 附 則

この計画は、令和3年3月30日から施行する。

## 13 沖縄県災害時協定一覧

(令和3年2月1日現在)

<行政機関の相互応援協定>

No.	締結日 (改正日等) 【所管課等】	協定名称	締結先	協定の概要
1	昭和48年11月14日 (H9.2.17) (H10.8.12) (H18.12.15) 【防災危機管理課】	沖縄地方における火災気象に関する協定	沖縄気象台	火災気象通報の実施
2	平成7年11月8日 【各関係課】	九州・山口9県災害時相互応援協定	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、山口県	災害時の相互応援、
	※上記を継承 平成23年10月31日 【各関係課】	九州・山口9県災害時応援協定		災害時の相互応援、被災地支援対策本部の設置
3	平成8年7月18日 【防災危機管理課】	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国都道府県知事	災害時の相互応援
4	平成15年3月27日 【企業局配水管理課】	沖縄県水道災害相互応援協定	県内40水道事業者及び1水道企業団	災害発生時の相互応援協力
5	平成16年5月14日 (H26.3.31) 【防災危機管理課】	災害発生時または甚大な災害の発生するおそれがある場合の気象資料の提供並びに解説に関する申し合わせ	沖縄気象台業務課	気象資料の提供及び解説
6	平成16年5月24日 (H28.3.25) 【防災危機管理課】	沖縄県と沖縄気象台間の防災気象情報の交換に関する協定	沖縄気象台	特別警報・警報・注意報及びそれらを補完する情報、観測資料等の相互交換
7	平成19年3月27日 【土木総務課】	災害時の応援に関する申し合わせ	内閣府沖縄総合事務局開発建設部	災害時における初動時の被害情報の収集・伝達、災害応急復旧、二次災害の防止など
8	平成20年3月21日 【下水道課】	九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール及び運営要領	九州・山口ブロック下水道事業災害時支援体制連絡会	下水道の復旧対応相互応援
9	平成20年9月1日 (H24.9.1) 【中央卸売市場】	全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定	全国中央卸売市場協会	被災都市における生鮮食料品の確保
10	平成23年11月21日	関西広域連合と九州地方知	関西広域連合	災害時の相互応援

No.	締結日 (改正日等) 【所管課等】	協定名称	締結先	協定の概要
	【防災危機管理課】	事会との災害時の相互応援に関する協定		
10	平成25年10月22日 【自然保護課】	九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、山口県	災害時の愛護動物救護の応援に関する協定
11	平成29年3月29日 【下水道課】	災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定	県内市町村26下水道管理者	下水道施設を管理する市町村等の相互支援
12	平成29年11月15日 【環境整備課】	九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、山口県	九州・山口応援協定に基づき、災害廃棄物処理における迅速・円滑な初動対応に必要な事項を定める協定

<情報収集・共有・発信等に関する協定>

No.	締結日 (改正日等) 【所管課等】	協定名称	締結先	協定の概要
13	昭和 57 年4月1日 【防災危機管理課】	災害時における放送要請に関する協定	(株)極東放送(現FM沖縄)、(株)ラジオ沖縄、沖縄テレビ放送(株)、琉球放送(株)、NHK沖縄放送局	災害対策基本法第57条の規定に基づく災害情報等の放送
			琉球朝日放送(株)	
14	昭和 58 年3月3日 【情報基盤整備課】	沖縄県防災無線局の管理運営に関する協定書	陸上自衛隊第1混成団	行政無線局の管理運用
15	平成 10 年2月 20 日 【防災危機管理課】	災害時等における報道要請に関する協定	(株)沖縄タイムス社、(株)琉球新報社、宮古新報社那覇支局、産経新聞社那覇支局、(株)沖縄建設新聞、毎日新聞那覇支局、宮古毎日新聞社那覇支局、読売新聞那覇支局、(株)八重山毎日新聞、共同通信社那覇支局、日本経済新聞	新聞報道要請

No.	締結日 (改正日等) 【所管課等】	協定名称	締結先	協定の概要
			社那覇支局、朝日新聞那覇支局、時事通信社那覇支局	
16	平成10年3月4日 【防災危機管理課】	災害発生時におけるヘリコプターテレビ画像伝送システムの映像受信に関する覚書	沖縄県警察本部警備部警備第二	災害対策に必要なヘリコプター画像システムの映像受信
17	<本協定> 平成15年1月10日 <細目協定> 平成15年4月30日 (H27.3.19) 【情報基盤整備課】	沖縄総合事務局が整備する情報網と沖縄県が整備する情報網の相互接続及び情報の共有化に関する協定並びに細目協定	沖縄総合事務局	個々に所有する河川、道路、防災情報の共有及び地域住民への提供等
18	平成18年3月31日 【河川課】	雨量・水位等の観測データの相互配信に関する協定書	沖縄総合事務局	雨量・水位等のデータを相互に配信
19	平成18年6月12日 【河川課】	河川情報及び映像情報の提供に関する基本協定	沖縄総合事務局、NHK 沖縄放送局	河川情報及び映像情報の提供並びに放送
20	平成23年6月3日 (H25.4.2) 【河川課】	地デジによる河川防災情報提供に関する覚書	沖縄総合事務局、NHK 福岡放送局	地上デジタル放送による沖縄地域の河川防災情報提供
21	平成24年1月22日 【名護警察署】	災害発生緊急放送に関する協定	(株)エフエムやんばる	災害発生または災害発生の恐れがある場合の緊急放送に関する協定
22	平成27年2月12日 【防災危機管理課】	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	沖縄防災情報ポータル「ハイサイ！防災で～びる」のキャッシュサイトをヤフーが提供する協定
23	平成27年7月27日 【豊見城警察署】	小型無人航空機の災害活動等に関する協定	(株)FMとよみ	災害時及び行方不明者等捜索時の活用に関する協定
24	平成29年3月13日 【嘉手納警察署】	小型無人航空機(ドローン)の災害活動・人命救助活動等に関する協定書	読谷飛行組合	災害時の情報収集又は人命救助活動に関する協定
25	平成29年12月7日 【浦添警察署】	ドローン活用に関する協定	(株)沖縄エネティク、(株)okicom、(株)sky synapse	災害等発生時におけるドローン活用に関する協定
26	平成29年12月7日 【宜野湾警察署】	ドローン活用に関する協定	デルタ電気工業(株)	災害等発生時におけるドローン活用に関する協定
27	平成30年2月19日 (R2.3.31)	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	石油連盟	災害時、石油元売会社から直接供給を行

No.	締結日 (改正日等) 【所管課等】	協定名称	締結先	協定の概要
	【産業政策課】			う必要が生じた場合、燃料供給を円滑に実施する為の情報共有
28	令和2年12月18日 【宜野湾警察署】	小型無人航空機(ドローン)の災害活動等に関する協定書	(一社)ドローンスクワッド	災害時等において必要と認められる場合の活動に関する協定

<医療・救護・介護等に関する協定>

No.	締結日 (改正日等) 【所管課等】	協定名称	締結先	協定の概要
29	平成6年2月1日 【空港課】	空港医療救護活動に関する協定書(石垣空港、宮古空港、久米島空港、与那国空港、波照間空港、多良間空港、粟国空港、南大東空港、北大東空港、慶良間空港、下地島空港)	沖縄県医師会、八重山地区医師会、宮古地区医師会、南部地区医師会、那覇市医師会	航空機事故に対する医療救護活動
	平成24年8月28日	新石垣空港供用後における協定書等の取扱に関する協定書	沖縄県医師会、八重山地区医師会	
30	平成20年3月26日 【医療政策課】	沖縄県と(社)沖縄県医師会における災害時の医療救護に関する協定	(社)沖縄県医師会	沖縄県地域防災計画に基づく医療救護活動
31	平成25年5月20日 【産業政策課】	災害時における高圧ガス供給に関する協定	(一社)沖縄県高圧ガス保安協会	避難所へのLPガス供給、医療用ガスの供給
32	平成26年3月7日 【衛生薬務課】	災害時における医療ガス等の供給等に関する協定書	(一社)日本産業・医療ガス協会九州地域本部	災害用医療ガス等を供給するための要請
33	平成26年3月27日 【医療政策課】	沖縄DMATの派遣に関する協定	県立北部病院、県立中部病院、県立南部医療センター・子ども医療センター、県立宮古病院、県立八重山病院、中頭病院、中部徳洲会病院、琉大附属病院、浦添総合病院、那覇市立病院、沖縄赤十字病院、南部徳洲会病院、豊見城中	大規模な災害、事故の発生時における専門的な訓練を受けた医師、看護師、業務調整員救命活動への派遣に関する協定

No.	締結日 (改正日等) 【所管課等】	協定名称	締結先	協定の概要
	平成26年9月16日		中央病院、 ハートライフ病院	
	平成28年4月1日		沖縄協同病院、大浜第一病院	
34	平成26年5月12日 【衛生薬務課】	災害時における医療機器等の供給に関する協定書	沖縄県医療機器協会	医療機器等の調達業務に対する協力
35	平成26年6月10日 【中部保健所】	大災害時の中部地区医療機関相互応援に関する協定	県立中部病院、中頭病院、中部徳州会病院、ハートライフ病院	大災害時に連携して医療活動を遂行する協定
36	平成27年1月9日 【医療政策課】	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)沖縄県医師会	災害発生時の県医師会の派遣する医療救護班(JMAT沖縄)の派遣及び活動に関する協定
37	平成27年8月12日 【衛生薬務課】	災害時における医薬品等の供給に関する協定書	沖縄県医薬品卸業協会	災害時の医薬品等の調達業務に関する協力に関する協定
38	平成27年11月6日 【保健医療総務課】	災害時における災害看護活動に関する協定書	(公社)沖縄県看護協会	災害発生時の避難所等で行う災害看護活動に関する協定
39	平成28年4月15日 【地域保健課】	沖縄県災害派遣精神医療チーム派遣に関する協定書	オリブ山病院、スマリヤ人病院、新垣病院、県立精和病院、県立南部医療センター・子ども医療センター、博愛病院、県精神保健福祉士協会、平安病院、平和病院、(独)国立病院機構琉球病院、琉球大学附属病院(琉球大学病院)	大規模災害発生時の精神医療及び精神保健活動の支援を行う専門的な研修・訓練を受けたDPATの派遣に関する協定
	平成31年2月6日		田崎病院	
	平成31年2月13日		宮里病院、南山病院	
	平成31年2月20日		天久台病院	

No.	締結日 (改正日等) 【所管課等】	協定名称	締結先	協定の概要
	令和2年4月1日		もとぶ記念病院、 沖縄中央病院、久 田病院、糸満晴明 病院、勝連病院、 北中城若松病院	
	令和3年2月1日		いづみ病院	
40	平成29年2月9日 【衛生薬務課】	災害時における薬剤師の医 療救護活動に関する協定書	(一社)沖縄県薬剤 師会	災害時の医療救護活 動への薬剤師の派遣 に関する協力
41	平成31年3月28日 【交通政策課】	災害時における人員等の輸 送に関する協定	(一社)沖縄県ハイ ヤー・タクシー協会	災害時における災害 派遣医療チーム (DMAT)、傷病者等 の緊急輸送支援
42	令和2年2、3月 (R2.11、12) 【福祉政策課】	沖縄県災害派遣福祉チーム の派遣に関する協定	県内社会福祉法人 等41事業者	大規模災害の発生時 において避難所、福 祉避難所等へ、社会 福祉士、介護福祉士 等で構成される福祉 分野の専門チームの 派遣に関する協定

<道路通行確保等に関する協定>

No.	締結日 (更新日) 【所管課等】	協定名称	締結先	協定の概要
43	平成13年1月19日 【警察本部生活安全 部生活安全企画課】	災害時における円滑な通行 の確保等に関する協定	(社)沖縄県警備業 協会	警備員の出動要請
44	平成17年5月31日 【警察本部交通部交 通規制課】	覚書(緊急通行車両の通行 妨害となっている車両等の移 動等の措置)	(社)日本自動車連 盟九州本部沖縄支 部	緊急交通路等におけ る放置自動車等の道 路障害物の除去
45	平成23年8月31日 【土木総務課】	災害時における応急対策に 関する基本協定書	(社)沖縄県建設業 協会	県管理の河川、海 岸、道路、港湾などイ ンフラの応急復旧
46	平成24年5月31日 【土木総務課】	災害時における応急対策に 関する協定書	(社)沖縄県中小建 設業協会	公共土木施設におけ る災害時の応急対策 に係る業務に関する こと
47	平成29年6月13日 【宜野湾警察署】	宜野湾警察署の緊急車両に よる普天間飛行場への限定 的かつ人道的立入のための 協定書	米軍普天間基地	大規模災害時や突 発重大事案発生時 における緊急交通路 の確保
48	平成30年2月1日 【土木総務課】	災害又は事故における緊急 的な応急対策等の支援に関	沖縄総合事務局、 (一社)沖縄県建設	災害又は事故におけ る緊急的な応急対策

No.	締結日 (更新日) 【所管課等】	協定名称	締結先	協定の概要
		する包括的協定	業協会	等の支援

<応急対策・応急復旧等に関する協定>

No.	締結日 (改正日等) 【所管課等】	協定名称	締結先	協定の概要
49	平成9年6月2日 【住宅課】	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	(社)プレハブ建築協会	被災者の応急仮設住宅の確保・設置
50	平成20年2月13日 【企業局配水管理課】	沖縄県水道施設災害における応急復旧に関する協定	沖縄県管工事業協同組合連合会	水道施設復旧
51	平成20年3月31日 (H29.1.26) 【管財課】	災害時における復旧業務の支援活動に関する協定	(社)沖縄県電気管工事業協会	県本庁舎等県有施設の電気設備や機械設備等の復旧
52	平成23年3月28日 【環境整備課】	台風等大規模災害時における災害廃棄物の処理に関する協定	(社)沖縄県産業廃棄物協会	大規模災害時において市町村から廃棄物の処理に関して支援要請を受けた場合の処理体制
再掲 (44)	平成23年8月31日 【土木総務課】	災害時における応急対策に関する基本協定書	(社)沖縄県建設業協会	県管理の河川、海岸、道路、港湾などインフラの応急復旧
53	平成23年12月15日 【建築指導課】	沖縄県被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定活動等に必要な判定士の派遣等に関する協定	(社)沖縄県建築士会、(社)沖縄県建築士事務所協会、(社)日本建築家協会沖縄支部、(社)日本建築構造技術者協会九州支部沖縄地区会	被災建築物・宅地の安全性を判定する技術者の派遣に関する協定
再掲 (45)	平成24年5月31日 【土木総務課】	災害時における応急対策に関する協定書	(社)沖縄県中小建設業協会	公共土木施設における災害時の応急対策に係る業務に関すること
54	平成27年2月23日 【農地農村整備課】	農地・農業用施設等における災害時の応急対策に関する基本協定	(一社)沖縄県農林水産土木建設会	災害発生時の被害情報収集及び応急復旧活動の協力
55	平成27年11月25日 【企業局配水管理課】	水道施設の災害時における支援協定	(一社)沖縄水道施設維持管理協議会	災害時における水道施設の運転管理及び応急対策業務
56	平成28年3月22日 【漁港漁場課】	漁港漁場施設等における災害及び災害発生時の応急対策業務等に関する基本設定	沖縄県漁港建設協会	災害発生時の調査及び緊急復旧活動の協力

No.	締結日 (改正日等) 【所管課等】	協定名称	締結先	協定の概要
57	平成28年3月23日 【港湾課】	災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書	沖縄総合事務局、那覇港湾管理組合、宮古島市、石垣市、(一社)日本埋立浚渫協会九州支部、沖縄県港湾空港建設協会、(一社)日本海上起重技術協会沖縄支部、(一社)日本潜水協会、(一社)海洋調査協会、(一社)港湾技術コンサルタンツ協会、(一社)沖縄県測量建設コンサルタンツ協会	沖縄の港湾における大規模災害時の緊急的な応急対策に関する協定
58	平成28年6月24日 【森林管理課】	治山・林道施設等における災害時の緊急対策に関する災害協定	沖縄県森林土木協議会	災害対策基本法第2条第1項に規定される風水害、地震、津波等の災害が発生した場合等に応急対策を実施する
59	平成29年3月22日 【道路管理課】	災害時における沖縄県土木建築部所管橋梁の災害応急対策業務の支援に関する協定	(一社)プレストレス・コンクリート建設業協会九州支部	(1)橋梁の被災状況調査及び報告(2)技術的な助言・提案
60	平成29年3月29日 【下水道課】	災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	(公社)日本下水道管路管理業協会	災害時における沖縄県内の下水道管理の復旧支援協力
61	令和2年4月1日 【技術・建設業課】	災害時における沖縄県土木建築部所管施設の災害復旧支援業務に関する協定	(一社)沖縄県測量建設コンサルタンツ協会	災害発生時の緊急的な調査、測量、設計等の協力
62	令和2年12月18日 【道路管理課】	災害時における停電復旧作業等の連携に関する協定	沖縄電力(株)	災害に伴う大規模停電発生時、県が停電復旧作業を支援する協定
63	令和2年12月18日 【道路管理課】	災害時における通信障害復旧作業等の連携に関する協定	西日本電信電話(株)	災害に伴う大規模通信障害発生時、県が通信障害復旧作業を支援する協定

<物資供給等に関する協定>

No.	締結日 (改正日等) 【所管課等】	協定名称	締結先	協定の概要
64	平成21年1月22日	大規模災害時における生鮮	沖縄協同青果(株)	災害時における生鮮

No.	締結日 (改正日等) 【所管課等】	協定名称	締結先	協定の概要
	【中央卸売市場】	食料品の調達に関する協定		食料品の確保
65	平成22年9月7日 【防災危機管理課】	災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定	沖縄県生活協同組合連合会	応急生活物資の調達、安定供給、輸送業務、医療・保健活動、ボランティア活動、生活情報の収集・提供
66	平成22年9月7日 【防災危機管理課】	災害時における物資の供給に関する協定	(株)沖縄ファミリーマート、(株)ファミリーマート、(株)ローソン沖縄、(株)ローソン	応急生活物資の提供
67	平成23年1月17日 【防災危機管理課】	災害時における徒歩帰宅困難者支援に関する協定	(株)壱番屋、(株)オートバックスセブン、(株)沖縄ファミリーマート、(株)ココストア、(株)モスフードサービス、(株)ローソン沖縄、(株)吉野家、 (株)ダスキン	帰宅困難者へのトイレ、飲料水、災害情報等の提供
68	平成25年3月19日 【防災危機管理課、消費・くらし安全課】	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	イオン琉球(株)	一時避難所、水道水、トイレ、災害情報等の提供、食料・生活物資等の調達・提供
再掲 (31)	平成25年5月20日 【産業政策課】	災害時における高圧ガス供給に関する協定	(一社)沖縄県高圧ガス保安協会	避難所へのLPガス供給、医療用ガスの供給
69	平成25年9月5日 【住宅課】	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定	沖縄県宅地建物取引業協会 全日本不動産協会 沖縄県支部 全国賃貸住宅経営者協会連合会	災害時における応急借り上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供
70	平成26年7月17日 【産業政策課】	災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定	沖縄県石油商業組合	燃料の供給を中核給油所及び小口輸送拠点で実施する協定
71	平成26年10月24日 【自然保護課】	災害時における愛護動物の救護に関する協定	(公社)沖縄県獣医師会	災害時の愛護動物救護の実施と支援の協力

No.	締結日 (改正日等) 【所管課等】	協定名称	締結先	協定の概要
72	平成27年12月15日 【交通政策課】	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	(公社)沖縄県トラック協会	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書
73	平成28年3月18日 【交流推進課】	災害時における外国人支援に関する協定書	(公財)沖縄県国際交流・人材育成財団	災害時における外国人支援(相談への多言語対応)に関する協定書
74	平成28年3月28日 【衛生業務課】	災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書	沖縄県葬祭業事業協同組合、全日本葬祭業共同組合連合会、協同組合全沖縄葬祭業	広域火葬を円滑に実施するために、葬祭業関係事業者との協定
75	平成29年2月13日 【企画調整課】	沖縄県と大塚製薬株式会社との包括的連携協定の締結	大塚製薬(株)	(災害対策)大規模災害発生時における食料・飲料の提供
76	平成29年8月18日 【消費・くらし安全課】	災害における物資の保管等に関する協定	(一社)沖縄県倉庫協会	災害時の救援物資の保管及び専門家の派遣に関する協定
77	令和元年8月9日 【消費・くらし安全課】	災害時における炊き出しに関する協定書	沖縄県出店業事業協同組合	災害時における食材の確保、食材及び調理機材の避難所等炊き出し実施場所への運搬、炊き出しの実施

<庁舎の代替使用に関する協定>

No.	締結日 (改正日等) 【所管課等】	協定名称	締結先	協定の概要
78	平成24年1月17日 【名護警察署】	災害時における沖縄県名護警察署代替施設としての名護市学園都市形成施設の利用に関する協定	名護市長	名護警察署庁舎が機能不全となった場合の代替施設使用に関する協定
79	平成24年6月22日 【本部警察署】	大規模災害発時における沖縄県本部警察署代替施設としてBELBEACHGOLF場内コンペルームの使用に関する協定	(株)沖縄大和地所	本部警察署庁舎が機能不全となった場合の代替施設使用に関する協定
80	平成25年8月22日 【糸満警察署】	大規模災害時における沖縄県立糸満青少年の家を沖縄県糸満警察署代替施設として使用することに関する協定書	学校法人KBC学園(沖縄県立糸満青少年の家指定管理者)	大規模災害発時における警察署代替施設に関する協定

81	平成25年12月5日 【宜野湾警察署】	大規模災害時における沖縄県宜野湾警察署代替施設として沖縄県農業協同組合宜野湾支店3階及び4階ホールの使用に関する協定書	沖縄県農業協同組合宜野湾支店	大規模災害発生時ににおける警察署代替施設に関する協定
82	平成26年5月9日 【与那原警察署】	大規模災害時における沖縄県与那原警察署代替施設として沖縄県農業協同組合大里支店が管理する農業団地センターの3階パソコン室を使用することに関する協定書	沖縄県農業協同組合大里支店	大規模災害発生時ににおける警察署代替施設に関する協定
83s	平成26年5月19日 【嘉手納警察署】	大規模災害発時における沖縄県嘉手納警察署代替施設として読谷村文化センター講座室の利用に関する協定書	読谷村	大規模災害発時ににおける警察署代替施設に関する協定
84	平成26年11月18日 【八重山警察署】	大規模災害時における石垣島土地改良区中央管理事務所を沖縄県八重山警察署代替施設として使用することに関する協定書	石垣島土地改良区	大規模災害発時ににおける警察署代替施設に関する協定
85	平成27年9月2日 【名護警察署】	津波時における建築物の一時使用に関する協定	ホテルルートイン 名護	津波時における名護警察署の一時避難場所として建物の一部提供に関する協定
86	平成28年8月23日 【那覇警察署】	大規模災害時における警察署代替施設としての消防庁舎活用に関する協定書	那覇市	大規模災害発時ににおける警察署代替施設に関する協定
87	平成30年7月5日 【那覇警察署】	大規模災害発時における警察署代替施設としての沖縄県農業協同組合真和志店活用に関する協定書	沖縄県農業協同組合真和志支店	大規模災害発時ににおける警察署代替施設に関する協定
88	平成30年9月9日 【うるま警察署】	災害時等における支援協力に関する協定	(株)ぬちまーす	大規模災害発時ににおける警察署の活動拠点として施設の一部利用に関する協定
89	平成30年11月21日 【うるま警察署】	災害時等における支援協力に関する協定	AJリゾートアイランド伊計島	大規模災害発時ににおける警察署の活動拠点として施設の一部利用に関する協定
90	令和元年6月6日 【名護警察署】	災害時における屋部駐在所の代替所設置に関する協定	(株)福本組	大規模災害発時ににおける駐在所の代替利用に関する協定
91	令和元年7月31日 【名護警察署】	災害時における屋我地駐在所の代替所設置に関する協定	名護市	大規模災害発時ににおける駐在所の代替利用に関する協定

<その他>

No.	締結日 (改正日等) 【所管課等】	協定名称	締結先	協定の概要

No.	締結日 (改正日等) 【所管課等】	協定名称	締結先	協定の概要
92	昭和54年7月3日 【空港課】	下地島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書	沖縄県立宮古病院	下地島空港における消火救難活動
	平成17年12月27日		宮古島市	
93	平成10年6月1日 【空港課】	南大東空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	琉球エアーコミューター(株)	南大東空港における消火救難活動
	平成26年2月28日		南大東村消防団	
94	平成15年4月1日 【空港課】	空港消火救護活動に関する協定書・覚書	与那国消防団	空港における消火救難活動
95	平成23年4月1日 【空港課】	石垣空港における消火救難活動に関する協定書	石垣市消防本部	新石垣空港における消火救難活動
96	平成23年7月1日 【空港課】	下地島空港における消防救難隊に関する協定	大阪航空局下地島空港出張所	下地島空港における消火救難活動
97	平成24年4月1日 【空港課】	粟国空港における消火救難活動に関する協定	粟国村消防団	空港における消火救難活動
98	平成26年2月5日 【空港課】	下地島空港消防救援隊に関する協定	下地島空港施設(株)、(一財)航空機安全運航支援センター下地島事務所	下地島空港及びその周辺における航空機事故、火災その他の災害に際し、各関係機関との連携を強化して消火救難活動を実施する
	平成26年2月17日		オールニッポンヘリコプター(株)、全日空空輸(株)フライトオペレーションセンターオペレーションセンターサポート部	
99	平成26年6月1日 【空港課】	新石垣空港消防救難隊に関する協定書	石垣市消防本部、全日空輸(株)、JTAサザンスカイサービス(株)、日本トランスオーシャン航空(株)、石垣空港ターミナル(株)、(株)りゆうせき	新石垣空港における消火救難活動
100	平成27年3月30日 【空港課】	南大東空港及びその周辺における緊急事態対応活動に関する協定	那覇航空測候所	南大東空港における緊急事態対応活動の協力体制の確立
101	平成29年2月7日 【企画調整課】	沖縄県と東京海上日動株式会社との包括的連携協定	東京海上日動(株)	(災害対策)地域の防災力強化に向けた人材育成の取り組み
102	平成29年4月1日 【空港課】	慶良間空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	エクセル航空(株)	慶良間空港における消火救難活動
103	平成29年5月25日 【空港課】	宮古空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	宮古島市消防団	宮古空港における消火救難活動
104	平成29年7月1日 【空港課】	粟国空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	エクセル航空(株)	粟国空港における消火救難活動

No.	締結日 (改正日等) 【所管課等】	協定名称	締結先	協定の概要
		協定		
105	平成29年8月1日 【空港課】	久米島空港における消防救難活動に関する協定書	久米島町消防本部	空港における消防救難活動
	平成29年12月1日		久米島空港ターミナルビル(株)、沖縄綜合警備保障(株)、日本トランスオーシャン航空(株)、JALスカイエアポート沖縄(株)	
106	平成29年8月22日 【空港課】	北大東空港及びその周辺における消防救難活動に関する協定	琉球エーコミューター(株)	北大東空港における消防救難活動
107	平成29年10月31日 【空港課】	制限区域内における警察車両の使用に関する協定書	八重山警察署	波照間空港における制限区域内の警察車両使用
108	平成29年12月1日 【空港課】	慶良間空港消防救護活動に関する協定書	座間味村消防団	航空機事故等緊急事態の消防救難活動
109	平成29年12月15日 【空港課】	波照間空港消防救難活動に関する協定書	竹富町消防団団長	空港における消防救難活動
110	平成30年12月21日 【本部警察署】	大規模災害及び突発重大事案発生時における支援協力に関する協定	(名)水納海運	大規模災害や突発重大事案等が発生した際、離島である水納島で警察活動が必要になった場合は、水納海運所有の船舶を使用し、同島における警察活動を実施できる。
111	平成30年12月27日 【観光政策課】	観光危機管理に関する協定	(一財)沖縄コンベンションビューロー	沖縄県観光危機管理基本計画に基づき、観光危機管理の取組に係る支援、相互協力等
112	令和元年12月1日 【空港課】	多良間空港及びその周辺における消防救難活動に関する協定	多良間村消防団	多良間空港における消防救難活動
113	令和元年12月1日 【空港課】	多良間空港消防救難隊に関する協定	JALスカイエアポート沖縄(株)、宮古ビル管理(株)	多良間空港における消防救難活動
114	令和元年12月25日 【防災危機管理課、警察本部警備部警備第二課】	災害等発生時における施設使用等に関する協定	沖縄県遊技業協同組合	災害又は大規模な被害を伴う事件事故が発生した場合における、災害救助活動及び被災者支援に関する協定

No.	締結日 (改正日等) 【所管課等】	協定名称	締結先	協定の概要
115	令和2年3月19日 【空港課】	北大東空港その周辺における消火救難活動及び全ての緊急事態に関する協定	北大東村消防団	北大東空港における消火救難活動
116	令和2年7月31日 【企画調整課】	沖縄県と日本郵便株式会社との包括的連携協定	日本郵便(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所・仮設住宅への郵便物・荷物の配達</li> <li>・被災地域の郵便局休業日における臨時窓口の開設</li> <li>・被災者の救助活動を行う団体への災害支援金などの現金書留郵便料金免除</li> </ul>
117	令和2年8月3日 【企画調整課】	沖縄県とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括的連携協定	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	避難所における新型コロナウイルス感染症対策に係る対応方針等の診断

※県有施設に係る避難施設としての利用に関する協定については割愛する。

## 14 自衛隊災害派遣の様式

### ○災害派遣要請書様式

第 号  
年 月 日

陸上自衛隊第 15 旅団長 様

沖縄県知事

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

自衛隊法第 83 条の規定により、下記のとおり災害派遣を要請します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 灾害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

○災害派遣撤収要請書様式

第 号  
年 月 日

陸上自衛隊第 15 旅団長 様

沖縄県知事

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について

自衛隊法第 83 条の規定により要請した派遣部隊について、下記のとおり撤収を要請します。

記

1 撤収要請日時

年 月 日 時 分

2 派遣された部隊

3 派遣人員及び従事作業の内容

4 その他参考となるべき事項

○災害派遣要請要求書様式

第 号  
年 月 日

沖縄県知事 様

市町村長

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 ( 時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

○災害派遣撤収要請要求書様式

第 年	月	号
沖縄県知事 様		
市町村長		
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について		
年 月 日付け 号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、 下記のとおり撤収要請を依頼します。		
記		
1 撤収要請日時 年 月 日 時 分		
2 派遣された部隊		
3 派遣人員及び従事作業の内容		
4 その他参考となるべき事項		

## 15 災害派遣（急患空輸）要請書

派遣要請者	沖縄県知事		要請時刻	月 日 :				
空輸区間	～ 那覇 ・ 石垣 空港							
患者         	氏名 ※			性別	男・女	年齢		
				生年月日	M・T・S・H	年 月 日		
	病名							
	病状       	意識	出血	至急入院の必要性		至急手術の必要性		
		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無			
		○空輸関係者に感染する恐れがある病気を保有しているか。						
		有 ・ 無 ・ 不明 病名( )						
		○感染対策として必要な事項があれば記入ください。						
		マスク ・ 防護マスク ・ ゴム手袋 その他 ( )						
その他 (特異事項)								
付添者等	氏名(※)		年齢	続柄	氏名(※)		年齢	続柄
	①				②			
添乗医師	氏名(※)			所属病院		添乗場所	連絡先	
	①					那覇・離島		
	②					那覇・離島		
看護師等	氏名(※)			所属病院		添乗場所	連絡先	
	看護師・助産師・救急救命士 その他 ( )					那覇・離島		

※ 氏名についてはカタナカで記載

## 記録欄

添乗医師の移動	手段	・タクシー(会社名: _____、番号 _____) ・その他( _____)			到着予定時刻	:	
医療器具	名称		差出機関	バッテリの必要性	大きさ(縦×横×幅)(※2)	重量(kg)	
	レギュレーター	要・不要	ヘリ隊・本島病院・離島病院				
	ベッドサイドモニタ	要・不要	ヘリ隊・本島病院・離島病院				
	半自動除細動器	要・不要	ヘリ隊・本島病院・離島病院				
	シリソジポンプ	要・不要	本島病院・離島病院				
	その他( _____)	要・不要	ヘリ隊・本島病院・離島病院				
酸素ボンベ	(要・不要)【本使用】	現地気象	風速: m	天候: 視界: km			
航空機運航上考慮する事項							
派遣要請者		沖縄県	機種	× 機(号機)			
要請日時		年月日 時 分	派遣日時	年月日 時 分			
決裁日時		年月日 時 分	終了日時	年月日 時 分			
市町村名(市町村長名)							
現地診療所(搬送元病院)				要請自治体等			
担当(又は医師等)				担当			
連絡先	TEL			連絡先	TEL		
	FAX				FAX		
患者住所							
添乗者住所							
要請時刻			航空機運航時刻				
離島医師の搬送決定時刻		時 分	ライトプラン受領時刻	時 分	予定時刻		
離島医師から本島医師への依頼時刻		時 分	那覇離陸	時 分	時 分		
離島医師が自治体等に依頼した時刻		時 分	現地着陸	時 分	時 分		
飛行隊への通報時刻		時 分	現地離陸	時 分	時 分		
自治体等から県へのFAX要請時刻		時 分	那覇着陸	時 分	時 分		
県から自衛隊へのFAX要請時刻		時 分	救急車の手配	時 分	(担当: _____)		
搬送先病院					病院収容時刻	時 分	

## 16 災害報告様式及び記入要領等

災害即報様式第1号

### 災害概況即報

報告日時	年　月　日　時　分
市町村名	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所			発生日時	月　日　時　分	
被害の状況	死傷者	死者　人	不明　人	住家	全壊　棟	一部破損　棟
		負傷者　人	計　人		班壊　棟	床上浸水　棟
*住家について、激甚被災地は倒壊家屋数の報告でよしとする。						
被害集中地域 …						
応急対策の状況						

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

災害即報様式第2号

## 被害状況即報

注1 被害額は省略できるものとする。

注2 119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

災害報告様式第1号

## 災 害 確 定 報 告

注1 被害額は省略できるものとする。

注2 119番通報の件数は10件単位で、例えは約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

## 災害報告様式第1号補助表1

## 公 立 文 教 施 設 被 害

市町村名（ ）

注 「位置」欄は、市町村の字名を記入する。

## 災害報告様式第1号補助表2

農林水產業施設被害

市町村名（ ）

被 告 施 設 名	位 置	被 告 程 度	被 告 金 額	備 考
			千円	
計				

注 1. この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設について記入する。  
2. 「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。

### 災害報告様式第1号補助表3

公 共 土 木 施 設 被 害

市町村名（ ）

管 理 者 (市 町 村)	被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
				千円	
計					

- 注 1. この表は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。  
2. 「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。  
3. 「被害施設名」の欄は、路線名、河川名、港湾名、橋りょう名、砂防設備等を記入する。

## 災害報告様式第1号補助表4

## その他の公共施設被害

市町村名( )

管理 者 (市 町 村)	被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
				千円	
計					

## 災害報告様式第1号補助表5

## 農產被害

## 1. 農作物被害

市町村名（ ）

農作物等名	総栽培面積 ha	被害面積 ha	被害減収量 t	単価 円	被害金額 千円	備考
計						

## 2. 施設被害

被 告 施 設 名	被 告 数 量	被 告 程 度	被 告 金 額	備 考
			千円	

注1. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えばビニールハウス等を記入する。

## 災害報告様式第1号補助表6

## 林 産 物 被 害

## 1. 林産物等被害

市町村名( )

林 産 物 等 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

## 2. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

注 1. 「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。

2. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

## 災害報告様式第1号補助表7

## 畜産被害

## 1. 家畜等

市町村名( )

家畜等	被害数量	単価	被害金額	備考
			千円	
計				

## 2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば畜舎等を記入する。

## 災害報告様式第1号補助表8

## 水　産　被　害

## 1. 漁船被害

市町村名( )

規　模	隻　数	被　害　程　度	被　害　金　額	備　考
トン			千円	

## 2. 漁具被害水産物等被害

種　類	被　害　数　量	被　害　金　額	備　考
トン		千円	

## 3. 施設被害

被　害　施　設　名	被　害　数　量	被　害　程　度	被　害　金　額	備　考
トン			千円	

注 1. 漁船被害の「被害程度」の欄は、滅失、大破、中破、小破等を記入する。

2. 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば養殖施設等を記入する。

## 災害報告様式第1号補助表9

## 商 工 被 害

市町村名( )

被 害 種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	
計			

注 「被害種類」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

## 災害報告様式第2号

市町村名( )

災害名									
区分 発生年月日									
人 的 被 害	死 者	人							
	行 方 不 明 者	人							
	負傷者	重 傷 人							
		軽 傷 人							
住 家 被 害	全 壊		棟						
		世帯							
		人							
	半 壊		棟						
		世帯							
		人							
	一 部 破 損		棟						
		世帯							
		人							
	床 上 浸 水		棟						
		世帯							
		人							
非住家	床 下 浸 水		棟						
		世帯							
		人							
	公共建物		棟						
	その他		棟						
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	文教施設		箇所						
	病院		箇所						
	道路		箇所						
	橋りょう		箇所						
	河川		箇所						
	港湾		箇所						
	砂防		箇所						
	清掃施設		箇所						
	がけ崩れ		箇所						
	鉄道不通		箇所						
	被害船舶		隻						
	水道		戸						
	電話		回線						
	電気		戸						
	ガス		戸						
	ブロック塀等		箇所						
火災発生	建物	件							
		危険物	件						
		その他	件						
り災世帯数		世帯							
り災者数		人							
公立文教施設		千円							
農林水産業施設		千円							
公共土木施設		千円							
その他の公共施設		千円							
その他	農産被害	千円							
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
	その他の	千円							
被害総額		千円							
災害対策本部	設置		月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分		
	解散		月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分		
災害救助法適用		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
消防職員出動延人数		人							
消防団員出動延人数		人							

災害即報様式第1号の記入要領

	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。		
災害の概況	災害種別概況	風水害	降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況	
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況	
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況	
		その他これらに類する災害の概況		
被害の状況		当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。		
応急対策の状況		当該災害に対して、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。		

災害即報様式第2号の記入要領

各被害欄	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、ピーク時の断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。
災害対策本部設置の状況	本部設置の有無及び設置の場合においては設置及び廃止の日時を報告するものとする。
避難の状況	避難の勧告又は指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。
応援要請	応援を要求した市町村、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。
応急措置の概要	消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。
救急活動の概要	被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。
備考欄	災害の発生場所 被害を生じた市町村名又は地域名
	災害の発生日時 被害を生じた日時又は期間
	災害の種類概況 台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過
	消防機関の活動状況 消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

## 17 災害危険箇所等一覧

重要水防区域内・外の危険予想区域の現況（事務所別危険区域一覧）

### (1) 河川

	所管土木事務所	危険予想区域の流路延長 (m)	予想される被害の程度	
			家 屋 (棟)	面 積 (ha)
重要水防区域内	北部土木事務所	27,300	4,033	930.1
	中部土木事務所	31,300	3,140	476.0
	南部土木事務所	31,800	14,911	943.5
	八重山土木事務所	9,000	677	885
	計	99,400	22,761	3,234.6
重要水防区域外	北部土木事務所	3,900	51	80.6
	中部土木事務所	4,100	154	41.4
	南部土木事務所	2,600	1,057	144.9
	八重山土木事務所	1,800	0	105.6
	計	12,400	1,262	372.5

### (2) 海岸

	所管土木事務所	危険予想区域の流路延長 (m)	予想される被害の程度	
			家 屋 (棟)	面 積 (ha)
重要水防区域内	北部土木事務所	20,151	2,437	52.95
	中部土木事務所	8,004	504	83.5
	宮古土木事務所	1,585	228	35.0
	八重山土木事務所	6,237	275	8.21
	計	35,977	3,444	179.66
重要水防区域外	北部土木事務所	6,575	122	30.1
	中部土木事務所	4,448	83	35.6
	南部土木事務所	5,016	380	25.7
	宮古土木事務所	500	0	3
	八重山土木事務所	730	29	2.7
	計	17,269	614	97.1

出典：平成 26 年度沖縄県水防計画

土砂災害危険箇所の現況（市町村別危険箇所数一覧）

市 町 村 名	土砂災害危険箇所数						土砂災害警戒区域等の指定状況									
	計	土石流 危険渓流			急傾斜地崩壊 危険箇所			地 す べ り 危 険 箇 所	計		土石流		急傾斜地 の崩壊		地滑り	
		I	II	III	I	II	III		警 戒 区 域	特 別 警 戒 区 域	警 戒 区 域	特 別 警 戒 区 域	警 戒 区 域	特 別 警 戒 区 域		
那覇市	85	2	0	0	65	2	0	16	95	0	2	0	78	0	15	0
宜野湾市	22	0	0	0	18	4	0	0	23	0	0	0	22	0	1	0
石垣市	5	1	0	4	0	0	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0
浦添市	41	0	0	0	30	8	0	3	52	0	0	0	48	0	4	0
名護市	245	31	21	13	71	108	0	1	298	0	71	0	226	0	1	0
糸満市	10	0	0	0	8	0	0	2	13	0	0	0	10	0	3	0
沖縄市	46	0	0	0	33	3	0	10	48	0	0	0	38	0	10	0
豊見城市	30	0	1	0	21	4	0	4	27	0	1	0	23	0	3	0
うるま市	33	2	0	0	25	4	1	1	32	0	1	0	29	0	2	0
宮古島市	4	0	0	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
南城市	48	11	2	1	13	3	0	18	58	0	16	0	22	0	20	0
国頭村	72	25	1	0	36	9	0	1	85	0	27	0	57	0	1	0
大宜味村	75	23	2	0	39	11	0	0	85	0	26	0	59	0	0	0
東村	24	5	2	0	11	6	0	0	39	0	7	0	32	0	0	0
今帰仁村	23	7	4	0	3	9	0	0	29	0	11	0	18	0	0	0
本部町	86	16	8	2	19	41	0	0	101	0	32	0	69	0	0	0
恩納村	15	11	2	0	0	2	0	0	26	0	13	0	13	0	0	0
宜野座村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金武町	2	0	1	0	1	0	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0
伊江村	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
読谷村	11	0	0	0	8	3	0	0	10	0	0	0	10	0	0	0
嘉手納町	6	0	0	0	6	0	0	0	7	0	0	0	7	0	0	0
北谷町	20	0	0	0	18	2	0	0	21	0	0	0	20	0	1	0
北中城村	20	1	0	1	8	5	0	5	23	0	2	0	15	0	6	0
中城村	30	9	1	1	2	7	0	10	30	0	8	0	13	0	9	0
西原町	22	1	0	1	9	4	0	7	24	0	2	0	14	0	8	0
与那原町	9	5	0	0	0	0	0	4	9	0	5	0	0	0	4	0
南風原町	12	1	0	0	6	1	0	4	16	0	1	0	10	0	5	0
渡嘉敷村	7	2	0	0	4	1	0	0	7	0	2	0	5	0	0	0
座間味村	5	2	1	0	2	0	0	0	5	0	3	0	2	0	0	0
粟国村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渡名喜村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊平屋村	9	3	2	0	2	2	0	0	9	9	5	5	4	4	0	0
伊是名村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米島町	9	3	2	0	3	1	0	0	10	0	6	0	4	0	0	0
八重瀬町	1	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	2	0	1	0
多良間村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹富町	4	2	0	0	2	0	0	0	9	0	3	0	6	0	0	0
与那国町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,032	163	50	23	465	242	1	88	1,202 (1,172)	9 (9)	250 (248)	5 (5)	858 (843)	4 (4)	94 (81)	0 (0)

※合計欄の下段(カッコ内の数値)は、複数の市町村への重複を控除した数値を表します。

## 山地荒廃の現況（山地災害危険地区一覧）

### (1) 山腹崩壊危険地区

	危険地区番号		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位 置		直接保全対象施設		
	市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道 路
1	219	10	無	1	無	うるま市	石川美原			県道
2	106	10	〃	2	〃	宮古島市	平良大神	22	2	市道
3	101	10	〃	1	〃	石垣市	新川		1	農道
4	〃	20	〃	5	〃	〃	登野城	5	〃	
5	〃	30	〃	3	〃	〃	平得	10	1	県道
6	〃	40	〃	7	〃	〃	川平	25	1	市町村道
7	〃	50	〃	4	〃	〃	桴海	15	1	県道
8	〃	60	〃	8	〃	〃	平久保	20	1	〃
9	〃	70	〃	3	〃	〃	登野城	22		県道・農道
10	〃	80	〃	2	〃	〃	桃里	20		国道・農道
11	〃	90	〃	3	〃	〃	〃	23	1	〃
12	〃	100	〃	2	〃	〃	桴海			県道・農道
13	〃	110	〃	3	〃	〃	川平			県道
14	309	10	〃	3	一部既成	名護市	源河	29		農道
15	〃	20	〃	5.4	未成	〃	世富慶	74	1	県道
16	〃	30	有	5	〃	〃	数久田	89	1	〃
17	〃	40	〃	2	〃	〃	許田	49		国道
18	〃	50	〃	1	〃	〃	辺野古	13		市町村道
19	〃	60	〃	3	〃	〃	大浦	42	1	県道
20	〃	70	〃	1.8	一部既成	〃	三原	28	2	〃
21	〃	80	無	0.7	無	〃	旭川	3		市町村道
22	〃	90	〃	2	〃	〃	〃	8		〃
23	〃	100	〃	0.6	〃	〃	汀間	9		県道
24	〃	110	〃	2	〃	〃	後原	10		市町村道
25	〃	120	〃	0.9	一部既成	〃	源河	20	1	県道
26	〃	130	〃	1.2	〃	〃	〃	20		市町村道
27	〃	140	〃	1.5	〃	〃	〃	30		〃
28	〃	150	〃	1.3	無	〃	有津	7		〃
29	〃	160	〃	1.1	〃	〃	大川	6		〃
30	〃	170	〃	1.7	〃	〃	〃	20	1	〃
31	〃	180	〃	1.1	〃	〃	楚久	12		県道・市町村道
32	〃	190	〃	2	〃	〃	〃	13		市町村道
33	〃	200	〃	2.4	〃	〃	源河	25		〃
34	〃	210	〃	2.2	〃	〃	〃	16		〃
35	〃	220	〃	2.8	〃	〃	汀間	15		国道
36	301	10	〃	2	未成	国頭村	半地	23	1	〃
37	〃	20	有	2	一部既成	〃	奥間	54	2	農道
38	〃	30	無	4	〃	〃	宇良	15		〃
39	〃	40	〃	3.8	〃	〃	辺野喜	54	2	市町村道
40	〃	50	有	5.4	〃	〃	宜名真	68	1	国道
41	〃	60	無	6	無	〃	〃	38	1	〃
42	〃	70	有	6	一部既成	〃	〃	40	1	国道・市町村道
43	〃	80	無	2.7	〃	〃	与那	102	1	市町村道
44	〃	90	〃	2.3	無	〃	浜	22	1	国道
45	〃	100	〃	3.2	〃	〃	辺土名	23	1	市町村道
46	〃	110	〃	1.4	〃	〃	伊地	12		〃
47	〃	120	〃	3.1	〃	〃	〃	21		〃
48	〃	130	〃	1.7	〃	〃	謝敷			国道
48	〃	140	〃	1.4	〃	〃	宇嘉	21	1	〃
50	〃	150	〃	1.3	〃	〃	奥		1	市町村道
51	〃	160	〃	0.8	〃	〃	伊江	4		県道
52	〃	170	〃	1	一部既成	〃	宜名真	7	1	市町村道
53	〃	180	〃	0.6	無	〃	辺戸	10	1	〃
54	〃	190	〃	1	〃	〃	奥	20	1	〃
55	〃	200	〃	1.7	〃	〃	佐手	20	1	〃
56	〃	210	〃	1.3	〃	〃	謝敷	20	1	〃
57	〃	220	〃	1.1	一部既成	〃	辺野喜	15	1	〃
58	〃	230	〃	1	無	〃	宇嘉	20	1	〃
59	〃	240	〃	1.6	〃	〃	楚洲	20	1	県道
60	〃	250	〃	1.6	〃	〃	伊部	10		市町村道

	危険地区番号		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位 置		直接保全対象施設		
	市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道 路
61	301	260	無	1.1	無	国頭村	安波	12		市町村道
62	"	270	"	1.7	"	"	"	20		"
63	"	280	"	1.1	"	"	"	12		"
64	"	290	"	1	"	"	"	25	4	県道
65	"	300	"	0.7	一部既成	"	与那	20		
66	"	310	"	1.6	無	"	桃原	50	1	市町村道
67	"	320	"	1.1	"	"	奥間	12	1	"
68	"	330	"	0.9	"	"	"	11		"
69	"	340	"	2.2	"	"	"	11		
70	"	350	"	4.7	"	"	宇良	19	1	市町村道
71	"	360	"	2.7	"	"	"	1		国道
72	302	10	有	1	一部既成	大宜味村	田嘉里	21		県道
73	"	20	"	1	"	"	"	15		市町村道
74	"	30	"	0.4	無	"	喜如嘉	20		"
75	"	40	"	0.9	"	"	"	15	1	"
76	"	50	"	1.8	"	"	大兼久	80	2	国道
77	"	60	"	1.8	"	"	大保	50	1	県道
78	"	70	無	1.9	"	"	白浜	24	1	市町村道
79	"	80	"	1.6	未成	"	津波	30	1	国道
80	"	90	"	2	無	"	田港	35	1	県道
81	"	100	"	1.5	"	"	塩屋	21		"
82	"	110	"	3.2	"	"	"	13		"
83	"	120	"	2.6	"	"	根路銘	34	1	国道
84	"	130	"	1.6	"	"	喜如嘉	15	1	市町村道
85	"	140	"	1	"	"	"	15		"
86	"	150	"	1.5	"	"	饒波		1	
87	"	160	"	1.2	"	"	"	7		国道・村道
88	"	170	"	1.8	"	"	"	25	1	市町村道
89	"	180	"	1	"	"	"	15		"
90	"	190	"	0.6	"	"	喜納	7		"
91	"	200	"	0.6	"	"	押川	12	1	"
92	"	210	"	1	"	"	"	6		"
93	"	220	"	1.1	"	"	田港	6		県道
94	"	230	"	1.2	"	"	"	30	1	市町村道
95	"	240	"	1.7	"	"	大保	15	1	"
96	"	250	"	1.3	"	"	宮城	30	1	"
97	"	260	"	1.9	"	"	津波	15	1	国道
98	"	270	"	1.7	"	"	"	20		"
99	"	280	"	4.5	"	"	上原			市町村道
100	"	290	"	1.1	"	"	安根	15		国道
101	303	10	"	2	一部既成	東村	宮城	29	1	県道
102	"	20	"	0.5	未成	"	有銘	20		農道
103	"	30	"	0.4	無	"	慶佐次	12	2	市町村道
104	"	40	"	0.6	"	"	有銘	4	2	"
105	"	50	"	1.6	"	"	"	15		"
106	"	60	"	2.4	"	"	"	7		"
107	308	10	"	0.8	"	本部町	伊豆味	3		県道
108	"	20	"	1.4	"	"	"			市町村道
109	"	30	"	0.9	"	"	"		1	"
110	"	40	"	1.8	"	"	具志堅	10		"
111	"	50	"	0.9	"	"	謝花	15		"
112	"	60	"	4.1	"	"	渡久地	222	3	県道
113	311	10	"	0.5	"	恩納村	与久田	20	1	"
114	"	20	"	0.9	一部既成	"	真栄田			"
115	314	10	"	1.6	無	金武町	屋嘉			市町村道
116	315	10	"	4	一部既成	伊江村	東江上	324	1	"
117	359	10	"	5.1	無	伊平屋村	田名			県道
118	"	20	"	4.8	"	"	"			"
119	221	10	有	1	未成	与那城町	桃原		1	農道
120	227	10	無	1	"	うるま市	勝連浜			県道
121	222	10	無	1	無	嘉手納町	水釜		2	市町村道
122	210	10	有	1	既成	中城村	登又	2	1	農道
123	"	20	無	1	無	"	奥間	28	1	県道・農道
124	"	30	"	4	"	"	和宇慶	25		国道

	危険地区番号		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位 置		直接保全対象施設		
	市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道 路
125	210	40	無	2	無	中城村	伊集	30		県道・農道
126	〃	50	〃	1	〃	〃	久場	30		国道
127	〃	60	〃	1	〃	〃	泊	11		〃
128	〃	70	〃	1	〃	〃	北上原	7		市町村道
129	〃	80	〃	1	〃	〃	〃	8		〃
130	〃	90	〃	1	〃	〃	津霸	11		国道
131	211	10	〃	1	〃	西原町	内間	50		市町村道・農道
132	〃	20	〃	1	〃	〃	小橋川	35		市町村道
133	〃	30	有	1	一部既成	〃	我謝	36	1	市町村道・農道
134	〃	40	無	1	無	〃	上原	9		県道
135	〃	50	〃	1	〃	〃	桃原	10	1	市町村道
136	217	10	有	1	〃	南城市	玉城垣花			国道
137	〃	20	〃	1	〃	〃	〃			〃
138	214	10	〃	5	既成	〃	知念久手堅	55	4	国道・市町村道
139	〃	20	無	1	無	〃	知念久原	12		国道
140	〃	30	有	1	一部既成	〃	知念安座間	10		国道・農道
141	〃	40	無	1	無	〃	知念久手堅	6		農道
142	〃	50	〃	1	〃	〃	知念知念	30	1	国道
143	〃	60	〃	1	〃	〃	知念具志堅	30	1	〃
144	〃	70	有	5	未成	〃	知念海野	100	1	国道・農道
145	〃	80	無	2	無	〃	知念久原	10	1	〃
146	〃	90	〃	1	〃	〃	知念安座間			農道
147	〃	100	〃	4	未成	〃	〃	90		国道・農道
148	213	10	〃	1	無	〃	佐敷津波吉			農道
149	〃	20	〃	1	〃	〃	佐敷屋比久	50	1	県道・農道
150	〃	30	〃	2	〃	〃	佐敷小谷	50	1	市町村道
151	〃	40	〃	1	〃	〃	佐敷佐敷	5	2	国道・市町村道
152	220	10	〃	1	〃	〃	大里川平	20		市町村道
153	〃	20	〃	1	〃	〃	大里平良	7	1	〃
154	218	10	有	1	〃	久米島町	仲里宇江城	43	2	県道
155	215	10	〃	5	〃	渡嘉敷村	渡嘉敷	35	2	県道・市町村道
156	〃	20	〃	4	既成	〃	〃	50	3	〃
157	〃	30	〃	1	無	〃	〃	40		農道
158	〃	40	無	2	〃	〃	渡嘉志久	6	2	市町村道
159	〃	50	〃	2	一部既成	〃	渡嘉敷			2
160	216	10	有	1	既成	座間味村	座間味	30	1	〃
161	103	10	無	7	無	宮古島市	城辺福里			農道
162	102	10	無	7	〃	与那国町	与那国	40		県道
163	〃	20	〃	5	〃	〃	〃			〃
164	〃	30	〃	4	〃	〃	〃		1	県道
165	〃	40	〃	4	〃	〃	〃		1	農道
166	〃	50	〃	7	〃	〃	〃	40		県道
167	233	10	有	1	既成	南風原町	新川	2	1	県道・市町村道
168	212	10	〃	0.2	〃	与那原町	与那原	80	2	国道・市町村道
169	〃	20	〃	0.5	一部既成	〃	〃	45		県道・市町村道
170	213	50	〃	1	〃	南城市	佐敷手登根	7		
171	〃	60	〃	1	無	〃	〃	5		
172	309	230	〃	1	既成	名護市	辺古野	38		市町村道
173	〃	240	〃	1	〃	〃	瀬嵩	1		
174	359	30	〃	1	〃	伊平屋村	島尻	1		
175	215	50	〃	1	無	渡嘉敷村	渡嘉敷	1		
176	216	60	〃	1	〃	〃	〃	5		

## (2) 地滑り危険地区

	危険地区番号		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位 置		直接保全対象施設		
	市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道 路
1	210	10	無	24.4	無	中城村	伊集	80		国道
2	213	10	有	39	一部既成	南城市	佐敷佐敷	80	2	〃
3	212	10	〃	29.2	既成	与那原町	与那原	180		〃
4	220	10	無	1	無	南城市	大里大城	42		県道
5	103	10	有	43	〃	宮古島市	城辺長間	0		町道

(3) 崩壊土砂流出危険地区

	危険地区番号		保安林指定	面積(ha)	治山事業進捗状況	位 置		直接保全対象施設		
	市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道 路
1	101	10	無	0.48	無	石垣市	桃里	1		国道
2	"	20	"	0.72	"	"	"	6		"
3	"	30	"	0.63	"	"	"	2		"
4	"	40	"	0.72	"	"	"	18		"
5	"	50	"	0.72	"	"	"	20		"
6	"	60	"	0.96	"	"	桴海	1		国道
7	"	70	"	0.81	"	"	"	2		県道
8	"	80	有	0.96	"	"	"	5	1	"
9	"	90	"	0.72	"	"	真栄里			"
10	"	100	"	0.72	"	"	川平	2		"
11	"	110	"	0.36	一部既成	"	真栄里			"
12	"	120	"	0.72	"	"	崎枝			"
13	"	130	"	0.72	無	"	名蔵			"
14	"	140	"	0.72	既成	"	"	2		"
15	"	150	"	0.72	一部既成	"	"	2		"
16	"	160	無	0.54	無	"	平得		1	農道
17	"	170	"	0.48	"	"	"	3	2	県道
18	"	180	"	0.27	一部既成	"	名蔵		1	"
19	"	190	有	0.72	一部	"	石垣			"
20	"	200	無	0.48	無	"	新川			"
21	"	210	"	0.36	一部既成	"	崎枝	3		市町村道
22	"	220	"	0.96	"	"	"	3		"
23	"	230	"	0.48	無	"	"			"
24	"	240	"	0.48	"	"	名蔵	4		"
25	"	250	"	0.54	"	"	川平			"
26	"	260	有	0.72	"	"	"	10	1	
27	"	270	"	0.48	"	"	野底	20	1	
28	"	280	無	0.96	"	"	平久保			農道
29	"	290	"	0.84	"	"	新川			林道
30	"	300	有	1.08	"	"	大川		1	管理道
31	"	310	"	0.42	"	"	名蔵	10		県道
32	"	320	"	0.6	"	"	"	8		"
33	"	330	"	0.9	"	"	"	5		"
34	"	340	無	0.9	"	"	川平	4		市町村道
35	"	350	"	0.96	"	"	"			県道
36	"	360	"	0.68	"	"	"	15		県道・農道
37	"	370	"	0.63	"	"	"	2		県道
38	"	380	"	1.98	"	"	"			"
39	"	390	"	0.81	"	"	"			"
40	"	400	"	0.81	"	"	登野城	5		市町村道
41	"	410	"	0.81	"	"	"	5		"
42	"	420	有	1.68	"	"	平得	20		県道
43	"	430	"	0.72	"	"	真栄里			農道
44	"	440	"	0.9	"	"	大浜			"
45	"	450	"	0.45	"	"	宮良			県道
46	"	460	無	0.45	"	"	白保			農道
47	"	470	"	2.76	"	"	"			"
48	"	480	"	1.5	"	"	"	25		国道
48	"	490	"	0.32	"	"	桃里	18	1	農道
50	"	500	有	1.14	"	"	桴海	2		県道
51	"	510	"	0.41	"	"	"			"
52	"	520	"	0.77	"	"	"	10		"
53	"	530	無	0.68	"	"	"	1	1	"
54	"	540	"	0.41	"	"	"	3		"
55	"	550	"	0.5	"	"	"			"
56	"	560	"	0.54	"	"	"	3		"
57	"	570	"	0.66	"	"	野底	15		"
58	"	580	"	0.86	"	"	伊原間			"
59	"	590	"	1.38	"	"	平久保			"
60	"	600	"	1.20	"	"	"	21	1	農道
61	"	610	有	1.32	"	"	"			"
62	"	620	"	0.68	"	"	"			県道
63	"	630	"	0.81	"	"	"			"

	危険地区番号		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位 置		直接保全対象施設		
	市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道 路
64	101	640	無	0.72	無	石垣市	平久保	15		県道
65	"	650	"	0.96	"	"	登野城	22		県道・農道
66	"	660	"	2	"	"	川平	5	1	市町村道
67	"	670	"	3	"	"	名藏	3		県道・農道
68	"	680	"	3	"	"	平得	1		農道
69	"	690	"	3	"	"	名藏	12	1	市町村道
70	"	700	"	3	"	"	白保			農道
71	"	710	"	6	"	"	宮良		1	県道
72	"	720	"	5	"	"	大川	3	2	市町村道
73	309	10	"	2.10	未成	名護市	源河	20		"
74	"	20	"	1.20	"	"	"	3		国道
75	"	30	"	3.60	無	"	"	50	1	市町村道
76	"	40	"	1.70	未成	"	"	34	1	"
77	"	50	"	3.60	"	"	"	50	1	"
78	"	60	有	1.20	一部既成	"	"			"
79	"	70	"	2.10	既成	"	"			"
80	"	80	"	2.90	"	"	"			"
81	"	90	"	2.10	一部既成	"	"			林道
82	"	100	"	2.30	"	"	"			"
83	"	110	"	8.60	"	"	"			"
84	"	120	"	7.20	"	"	"			"
85	"	130	"	7.80	"	"	"			"
86	"	140	"	5.90	"	"	古我知	34	1	市町村道
87	"	150	"	4.70	"	"	川上	23		"
88	"	160	"	2.40	"	"	山田	32	1	"
89	"	170	"	2.10	"	"	伊佐川	4		県道
90	"	180	"	9.00	"	"	"	4		国道
91	"	190	無	4.30	無	"	名護	28		県道
92	"	200	有	0.70	一部既成	"	東江	54	1	市町村道
93	"	210	無	1.80	無	"	世富慶	68	1	県道
94	"	220	有	4.30	一部既成	"	"	12		"
95	"	230	無	3.90	無	"	数久田			国道
96	"	240	"	3.60	"	"	"			"
97	"	250	"	13.50	"	"	許田	50	1	市町村道
98	"	260	"	0.70	"	"	"			国道
99	"	270	"	8.40	"	"	湖辺底	35	1	市町村道
100	"	280	"	8.60	"	"	幸喜	30	1	国道
101	"	290	"	7.80	"	"	喜瀬	23		市町村道
102	"	300	"	6.1	"	"	"	43	1	"
103	"	310	"	13.5	"	"	辺野古	26		県道
104	"	320	有	4.7	一部既成	"	二見	18		"
105	"	330	無	3.6	無	"	"	18		"
106	"	340	有	7.8	一部既成	"	瀬嵩	17	1	"
107	"	350	"	7.8	"	"	"	20		"
108	"	360	"	2.4	既成	"	汀間	13		"
109	"	370	無	8.1	一部既成	"	三原	16		市町村道
110	"	380	有	5.9	"	"	安部	3		県道
111	"	390	無	7.6	無	"	嘉陽	30		市町村道
112	"	400	"	4.7	"	"	底仁屋	21	2	県道
113	"	410	"	1.08	"	"	大東	5		市町村道
114	"	420	"	1.26	"	"	大北	5		県道
115	"	430	"	7.5	一部既成	"	有津	12		"
116	"	440	"	7.5	無	"	"	12		"
117	"	450	"	4.5	"	"	嘉陽	21	2	"
118	"	460	"	5.1	"	"	"	67	2	"
119	"	470	"	4.5	"	"	大浦			市町村道
120	"	480	有	7.5	一部既成	"	真喜屋	15		国道
121	"	490	"	2.73	"	"	安和	24		県道
122	"	500	無	2.34	無	"	源河			市町村道
123	"	510	有	2.73	一部既成	"	安和	24		県道
124	"	520	"	0.18	無	"	源河			林道
125	"	530	"	0.32	一部既成	"	"			"
126	301	10	無	6.1	無	国頭村	浜	16		市町村道
127	"	20	有	2.4	一部既成	"	半地	16		国道

	危険地区番号		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位 置		直接保全対象施設		
	市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道 路
128	301	30	無	2.4	無	国頭村	奥間			市町村道
129	"	40	有	2.4	一部既成	"	"	40	1	"
130	"	50	"	7	"	"	辺土名	23		"
131	"	60	無	1.2	無	"	"	21		"
132	"	70	有	1.2	一部既成	"	宇良	20		"
133	"	80	"	0.7	"	"	"	20		"
134	"	90	無	4.7	無	"	伊地	34		国道
135	"	100	"	3.9	一部既成	"	与那	62	1	市町村道
136	"	110	"	5.9	"	"	"			県道
137	"	120	"	4.7	"	"	佐手	12	1	国道
138	"	130	"	2.4	無	"	辺野喜	23		市町村道
139	"	140	有	3.3	既成	"	"	18		"
140	"	150	無	2.4	無	"	"	16	1	"
141	"	160	有	2.4	既成	"	"	23	1	"
142	"	170	無	7	"	"	宇嘉	30	1	国道
143	"	180	"	11.3	無	"	"	28	1	"
144	"	190	有	6.3	一部既成	"	"			"
145	"	200	"	1.2	"	"	宜名真	30	1	"
146	"	210	無	1.2	無	"	"	26	1	"
147	"	220	有	3.3	一部既成	"	奥	43	1	"
148	"	230	"	2.6	"	"	伊江			県道
149	"	240	無	1.4	"	"	安田	7	1	市町村道
150	"	250	有	2.1	"	"	辺戸			"
151	"	260	"	1.2	"	"	宜名真	30		国道
152	"	270	無	1.1	無	"	楚洲	10		県道
153	"	280	"	1.2	"	"	辺野喜	3		市町村道
154	"	290	"	8.1	"	"	謝敷	10		国道
155	"	300	"	2.4	"	"	伊地	10		市町村道
156	"	310	"	0.5	"	"	比地	10		"
157	"	320	"	1.2	"	"	"	10		
158	"	330	"	1.1	"	"	"	10		
159	"	340	"	1.8	"	"	安田	60	1	県道
160	"	350	"	0.6	"	"	辺土名	5	1	国道
161	"	360	"	9	"	"	辺野喜	60	1	"
162	"	370	"	0.8	"	"	浜		1	"
163	"	380	"	1.4	"	"	奥地	12	1	"
164	"	390	"	2.4	"	"	伊地	16	1	市町村道
165	"	400	"	2.2	"	"	"	16	1	"
166	"	410	"	2.1	"	"	与那			国道
167	"	420	"	2.1	"	"	辺野喜	34		市町村道
168	"	430	"	3.3	"	"	"			"
169	"	440	"	0.63	"	"	奥			"
170	"	450	"	1.5	"	"	"			林道
171	"	460	"	4.8	"	"	"	35	1	国道
172	"	470	有	3	一部既成	"	宇嘉			"
173	"	480	"	3.9	既成	"	我地			県道
174	"	490	"	3.8	一部既成	"	奥地	34	1	国道
175	"	500	無	1.2	無	"	"			県道
176	"	510	"	3.3	"	"	与那			"
177	"	520	"	6	"	"	"			"
178	"	530	"	1.8	"	"	奥地			"
179	"	540	"	46.8	一部既成	"	安田			"
180	302	10	有	11.25	"	大宜味村	田嘉里	10		市町村道
181	"	20	"	16.2	一部既成	"	"	25		"
182	"	30	"	7.5	無	"	謝名城	30		"
183	"	40	無	2.64	"	"	喜如嘉	50	1	"
184	"	50	有	1.7	既成	"	"	50		"
185	"	60	"	5.4	無	"	饒波	2		"
186	"	70	無	7.8	"	"	"	25		"
187	"	80	有	4.32	既成	"	根路銘			国道
188	"	90	無	4.32	無	"	押川			市町村道
189	"	100	"	5.04	"	"	"	3		県道
190	"	110	"	3	"	"	田港			市町村道
191	"	120	"	2.4	"	"	大保	5		県道

	危険地区番号		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位 置		直接保全対象施設		
	市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道 路
192	302	130	有	5.9	一部既成	大宜味村	大保			市町村道
193	"	140	"	4.3	"	"	"	3		"
194	"	150	"	2.7	"	"	白浜	10		県道
195	"	160	"	4.5	既成	"	津波		1	国道
196	"	170	無	5.4	無	"	"			"
197	"	180	"	0.7	"	"	"	20		"
198	"	190	"	3	"	"	"	8		"
199	"	200	"	1.1	"	"	田港	20		県道
200	"	210	"	2.4	"	"	根路銘	12		国道
201	"	220	"	3	"	"	大兼久	50		市町村道
202	"	230	"	0.6	"	"	饒波	10		"
203	"	240	"	0.6	一部既成	"	塩屋	36		県道
204	"	250	"	0.72	"	"	"	36		"
205	"	260	"	0.75	"	"	"	14	1	国道
206	"	270	"	0.84	"	"	根路銘	20		"
207	"	280	"	1.26	"	"	大兼久	4		"
208	"	290	"	3.3	無	"	饒波	30	1	市町村道
209	"	300	"	2.4	"	"	田嘉里	35	1	"
210	303	10	有	2.4	一部既成	東村	高江	3		農道
211	"	20	"	7.6	"	"	宮城	5	1	県道
212	"	30	"	3.6	"	"	"	20	1	"
213	"	40	"	10.1	"	"	川田			"
214	"	50	"	2.1	既成	"	"	15	1	市町村道
215	"	60	"	10.8	"	"	平良	30	2	県道
216	"	70	"	5.8	"	"	"			市町村道
217	"	80	"	5	"	"	"			県道
218	"	90	"	7.2	"	"	"	34		"
219	"	100	"	2.4	"	"	慶佐次	25	1	"
220	"	110	無	2.4	未成	"	"			"
221	"	120	"	1.2	"	"	"			"
222	"	130	有	7.9	一部既成	"	有銘	32		市町村道
223	"	140	"	4.2	"	"	"	34	1	県道
224	"	150	"	5.5	"	"	"	23		市町村道
225	"	160	無	1.4	未成	"	"	23		"
226	"	170	有	1.4	一部既成	"	"	6		県道
227	"	180	"	1.62	既成	"	"			"
228	"	190	"	1.62	一部既成	"	"			"
229	"	200	無	1.8	無	"	平良			"
230	"	210	"	2.4	"	"	"			"
231	"	220	"	3.3	"	"	慶佐次			市町村道
232	"	230	有	3.12	一部既成	"	宮城			県道
233	306	10	無	1.35	無	今帰仁村	湧川	8		"
234	"	20	"	1.98	"	"	"	11		"
235	"	30	"	0.72	"	"	玉城	2		市町村道
236	"	40	"	0.81	"	"	前原	5		"
237	"	50	有	7.92	一部既成	"	仲尾次	3		"
238	"	60	無	5.94	"	"	"	3		"
239	"	70	有	5.4	既成	"	与那嶺	15		県道
240	"	80	"	4.95	一部既成	"	兼次	3		市町村道
241	"	90	無	1.2	無	"	"	3		県道
242	"	100	"	2.64	"	"	今泊	50		"
243	"	110	"	2.1	"	"	湧川			"
244	"	120	"	1.3	"	"	"			"
245	"	130	"	2.7	"	"	"			"
246	308	10	"	2.16	"	本部町	伊野波	5		"
247	"	20	"	3.3	"	"	"	5		"
248	"	30	"	2	既成	"	"	10		"
249	"	40	"	1.62	無	"	"	5		"
250	"	50	有	2.1	一部既成	"	"	5		"
251	"	60	"	1.62	既成	"	"	45	1	"
252	"	70	無	2.9	無	"	"	45	1	
253	"	80	"	2.9	"	"	伊豆味	6		市町村道
254	"	90	"	3.9	"	"	"	5		"
255	"	100	"	1.2	"	"	"	4		"

	危険地区番号		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位 置		直接保全対象施設		
	市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道 路
256	308	110	無	5.46	無	本部町	伊豆味	5		県道
257	"	120	"	5.4	"	"	並里	30	1	"
258	"	130	"	5.46	"	"	"	20		"
259	"	140	"	7.2	"	"	辻土名	15		市町村道
260	"	150	"	3.3	"	"	崎本部	10		県道
261	"	160	"	3.9	"	"	"	25		"
262	"	170	"	4.68	"	"	"	40		"
263	311	10	"	3.24	既成	恩納村	伊武部	7		国道
264	"	20	"	4.2	一部既成	"	名嘉真	46	1	"
265	"	30	"	5.04	無	"	"	53	1	"
266	"	40	"	2.1	一部既成	"	"	42	1	"
267	"	50	"	2.64	無	"	"	4		"
267	"	60	"	3	一部既成	"	安富祖	18		"
269	"	70	"	1.89	無	"	"	25	1	"
270	"	80	"	2.7	既成	"	喜瀬武原	4		"
271	"	90	"	3	"	"	"	7		県道
272	"	100	"	1.89	無	"	"	10		"
273	"	110	"	1.8	一部既成	"	安富祖	10		"
274	"	120	"	5.28	無	"	"	3		国道
275	"	130	"	2.97	"	"	瀬良垣	2		"
276	"	140	"	4.68	"	"	"	3		"
277	"	150	"	6.48	"	"	"	18	1	"
278	"	160	"	2.97	"	"	"	2		"
279	"	170	"	1.68	"	"	"	2		"
280	"	180	"	6.48	一部既成	"	大田	2		"
281	"	190	"	3.51	無	"	"	43		"
282	"	200	"	3.6	"	"	南恩納	2		県道
283	"	210	"	5.1	一部既成	"	"	5		農道
284	"	220	"	2.97	無	"	屋嘉田	13		"
285	"	230	"	1.35	"	"	"	20		国道
286	"	240	"	4.32	"	"	"			"
287	"	250	有	5.4	一部既成	"	谷茶	10		"
288	"	260	"	5.4	"	"	富着	5		農道
289	"	270	無	2.97	既成	"	仲泊			国道
290	"	280	"	3.3	無	"	"			"
291	"	290	"	3.3	"	"	山田	2		"
292	"	300	有	2.7	既成	"	"	2		"
293	"	310	無	2.7	無	"	真栄田			県道
294	"	320	"	3.3	"	"	塩屋	5		"
295	"	330	"	2.97	"	"	"			"
296	"	340	"	3.6	"	"	与久田	2		"
297	"	350	"	2.16	既成	"	"	15		"
298	"	360	"	2.16	無	"	宇加地	10		"
299	"	370	"	2.7	"	"	"	10		"
300	"	380	"	2.4	"	"	"	10		"
301	314	10	有	2.52	一部既成	金武町	屋嘉	12		国道
302	"	20	"	2.16	既成	"	"	12		"
303	359	10	無	0.7	無	伊平屋村	島尻			市町村道
304	"	20	"	3.6	"	"	"			"
305	"	30	"	2.1	"	"	"			"
306	"	40	"	3.2	"	"	前泊			"
307	"	50	"	2.6	"	"	"			"
308	"	60	"	1.1	"	"	田名			"
309	"	70	"	2.1	"	"	"			"
310	"	80	"	2.5	"	"	"			"
311	"	90	"	2.5	"	"	"			"
312	"	100	"	3.2	"	"	"			"
313	"	110	"	2	"	"	"	100	1	県道
314	"	120	"	2.1	一部既成	"	我喜屋			市町村道
315	360	10	"	0.7	無	伊是名村	勢理客	50		"
316	"	20	無	1	"	"	"			県道
317	"	30	"	0.7	"	"	仲田	67		市町村道
318	"	40	"	0.7	"	"	"	67		"
319	210	10	"	0.15	"	中城村	屋宜	15		国道

	危険地区番号		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位 置		直接保全対象施設		
	市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道 路
320	210	20	無	0.18	無	中城村	屋宜	12	1	国道
321	〃	40	有	0.18	一部既成	〃	奥間	40		市町村道
322	〃	50	無	0.36	無	〃	津波	8	1	国道
323	〃	90	〃	1.2	〃	〃	添石	50		〃
324	〃	100	有	1.5	一部既成	〃	安里	50		〃
325	〃	110	〃	1.38	〃	〃	伊集	50	1	〃
326	〃	120	無	7.2	無	〃	〃	60	1	〃
327	〃	130	〃	1.35	〃	〃	〃	50	1	〃
328	〃	140	〃	0.68	〃	〃	和宇慶	2		〃
329	〃	150	〃	1.2	〃	〃	〃	25		〃
330	〃	160	有	0.9	一部既成	〃	安里	20		〃
331	〃	170	〃	0.68	〃	〃	伊舍堂	50	1	〃
332	〃	180	無	0.72	無	〃	当間	30	1	〃
333	〃	190	〃	1.26	〃	〃	津覇	4	2	〃
334	〃	30	〃	0.36	〃	〃	屋宜	8		〃
335	211	10	有	0.18	一部既成	西原村	内間	1		
336	〃	20	無	0.06	無	〃	小橋川			農道
337	214	10	有		一部既成	南城市	知念安座間	10		国道
338	213	10	〃	0.06	既成	〃	佐敷手登根			農道
339	〃	20	無	0.18	無	〃	〃	10		〃
340	〃	30	有	0.12	既成	〃	〃	20		市町村道
341	〃	40	無	0.12	無	〃	〃	15		農道
342	〃	50	〃	0.24	〃	〃	伊原	20		〃
343	〃	60	〃	0.24	〃	〃	〃	30		〃
344	〃	70	〃	0.45	〃	〃	小谷	15		国道・町道
345	212	10	〃	0.75	〃	与那原町	与原	30	1	市町村道
346	〃	20	〃	0.75	〃	〃	〃	10		〃
347	220	10	〃	0.6	〃	南城市	大里大城	25		県道・町道
348	216	10	〃	0.6	〃	座間味村	座間味	30	1	〃
349	102	10	〃	0.63	〃	与那国町	与那国			農道
350	211	30	有	1	一部既成	西原町	伊集	71		国道

(4) 農地地すべり危険箇所

番号	地区名	所在地	地積 (ha)	被害の対象			
				農用地 (ha)	農業用 施設	人家 (戸)	その他
1	勝山	名護市勝山大又原	105.0	19.7		32	保安林、高圧送電線
2	宮城東	うるま市与那城上原平原	25.9	6.2		36	保安林
3	宮城西	うるま市与那城上原西上	68.9	23.8		5	保安林
4	古謝	沖縄市古謝坂多原	23.4	14.8		40	高圧送電線
5	熱田	北中城村熱田加井真川原	56.6	32.1		123	
6	久場	中城村久場賀武道原	138.2	107.3		195	国道、県道、村道、高圧送電線
7	小橋川	西原町小橋川宇津尾	55.7	23.1		19	高圧送電線
8	我謝	西原町我謝前川	23.4	20.4		71	高圧送電線
9	津波古	南城市佐敷津波古庫利原	73.3	29.2		63	県道、小学校、公園
10	小谷北	南城市佐敷津波古見謝原	73.8	16.9		56	県道、保安林
11	新里	南城市佐敷新里場天原	29.3	11.6		26	県道
12	兼久	南城市佐敷兼久真嘉原	29.5	17.0		7	国道、小学校
13	佐敷	南城市佐敷佐敷島之上原	84.1	33.2		179	国道、官公署、保安林
14	屋比久	南城市佐敷屋比久後原	48.9	13.8		7	保安林
15	久原	南城市知久原親川原	71.6	24.3		98	国道
16	安座間	南城市知念知名平原	93.3	49.0		86	国道
17	知念	南城市知念山里真謝原	102.9	47.0		0	
18	志喜屋	南城市知念志喜屋下與那拵原	45.3	14.6		0	
19	下田	南城市玉城仲村渠下田	21.9	12.0		13	国道
20	百名	南城市玉城百名外田原	16.5	12.8		0	
21	中山	南城市玉城中山伊佐良上原	83.9	36.4		18	国道
22	富里	南城市玉城富里上原	18.0	14.8		4	国道
23	當山	南城市玉城當山前原	75.5	56.8		31	県道、市道
24	船越	南城市玉城船越上間原	69.4	34.0		20	市道
25	糸数	南城市玉城糸数	14.8	3.4	大城ダム	0	
26	親慶原	南城市玉城親慶原下親慶原	14.6	7.2		7	
27	大城	南城市大里大城大石原	16.1	7.9		62	
28	稻福	南城市大里大城真境名原	21.5	13.3		33	
29	照屋	糸満市照屋山内原	26.4	11.5		5	
30	比屋定	久米島町比屋定後原	105.5	24.0		14	県道、保安林
31	真謝第1	久米島町真謝フサキナ原	171.3	45.9	ため池	0	
32	真謝第2	久米島町真謝フサキナ原	51.9	20.4	ため池	0	
33	山川	宮古島市平良東仲宗根添山川	40.5	26.3		0	
34	与那浜崎	宮古島市城辺長間長間底	34.4	13.5		0	
35	浦底	宮古島市城辺福里浦底	45.5	16.7	浦底ダム	0	県道、保安林

---

## 沖縄県地域防災計画

令和6年11月修正

---

発行 沖縄県防災会議

事務局 沖縄県知事公室防災危機管理課  
電話 098-866-2143

---